

1. 議事日程（令和3年第4回北広島町議会定例会）

令和3年12月16日
午前10時開会
於 議 場

日程第1 議案第110号 財産の取得について（北広島町小中学校大型テレビ等）
日程第2 一般質問

一般質問

《参考》

美濃孝二 ①鳥獣被害対策専門員の配置を
②旧千代田スポーツパークのり面復旧工事は町の責任なのか
佐々木正之 町民の暮らしの現状と課題について
山形しのぶ 中学校部活動に対する考えを問う
伊藤立真 ①豪雨災害の検証と災害対策・対応について
②被爆者健康手帳の申請手続について
敷本弘美 ①「生理の貧困」困窮者に継続して寄り添う支援を
②フードバンクと連携した子ども食堂の開設を

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 亀岡純一	2番 伊藤立真	3番 敷本弘美
4番 中村忍	5番 佐々木正之	6番 山形しのぶ
7番 美濃孝二	8番 梅尾泰文	9番 伊藤淳
10番 服部泰征	11番 宮本裕之	12番 湊俊文

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野博司	副町長 畑田正法	教育長 池田庄策
芸北支所長 榎原ナギサ	大朝支所長 小椿治之	豊平支所長 細川敏樹
危機管理課長 野上正宏	総務課長 川手秀則	財政政策課長 植田優香
管財課長 高下雅史	まちづくり推進課長 沼田真路	税務課長 矢部芳彦
町民課長 大畑紹子	福祉課長 芥川智成	保健課長 迫井一深

農林課長 宮地 弥 樹 商工観光課長 中川 克 也 建設課長 竹下 秀 樹
上下水道課長 寺川 浩 郎 消防長 日田 靖 成 学校教育課長 植田 伸 二
生涯学習課長 西村 豊 会計管理者 細居 治

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅 克 江 議会事務局 小川 友里江

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、議場内においても原則マスクを着用することとしております。マスクをしたままで議事進行させていただきます。質問並びに答弁を行う際もマスクをしたままで結構ですので、はっきりと発言するように努めてください。皆様のご理解とご協力をお願いをいたします。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。ここで財政政策課より発言の申出がありますので、これを許します。財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 財政政策課から、12月8日の本会議において説明に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。議案第100号、北広島町一般会計補正予算第8号につきまして、令和3年度12月補正予算の概要及び主要施策に基づき説明をいたしました。が、ふるさと寄附に伴う受領書発送委託料を誤って1030万円と申し上げました。正しくは103万円ですので、訂正をさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第110号 財産の取得について

○議長（湊俊文） 日程第1、議案第110号、財産の取得についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第110号につきまして概要を説明します。追加議案集の1ページをお願いします。議案第110号、財産の取得について説明します。本案は、北広島町内の小中学校に大型テレビ等を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては担当から説明します。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

- 学校教育課長（植田伸二） 議案第110号、財産の取得について、学校教育課からご説明いたします。追加議案集の1ページをお願いします。1、物件名、北広島町小中学校大型テレビ等。2、納入場所、北広島町内小中学校12校。3、買入価格895万623円。うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額81万3693円。4、契約の相手方、広島県広島市中区国泰寺2-5-11、NECフィールドディング株式会社広島支店、支店長新田英樹。5、納入期限、令和4年3月30日です。提案理由ですが、令和3年11月30日に指名競争入札の告示、12月15日に開札を行い、4社の応札がありました。12月16日に仮契約を予定しています。取得物品は、町内公立小中学校12校で使用する65型大型ディスプレイ及びキャリースタンド各50台です。使用目的と内容ですが、GIGAスクール構想の推進に向け、コロナ臨時交付金を財源とし、現在、小中学校で不足している授業で使用する大型ディスプレイを今年度末までに整備をするものです。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。
- 議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。本案については、後日審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

- 議長（湊俊文） 日程第2、一般質問を行います。質問時間は30分以内とします。また、質問及び答弁においては簡潔に行っていただくようお願いをしておきます。質問の通告を受けておりますので、登壇してマイクを正面に向けて一般質問を行ってください。7番、美濃議員の発言を許します。
- 7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。今回の一般質問では、鳥獣被害対策とJ U土地問題について、2点伺います。まず、鳥獣被害対策専門員の配置について伺います。日本共産党北広島支部が今年取り組んだ町民アンケートで、困っていることは何かとの問いに、鳥獣被害と回答した方が約4割と一番多く、いかに多くの町民が困っているか改めて明らかとなりました。寄せられた意見を紹介すると、イノシシやシカがどんどん増え、困っている。早く捕ってほしい。畑の作物がイノシシに全部取られ、野菜づくりへの興味が失われる。人間が檻の中で生活している時代になったのでしょうか。特に猿は、自力では対応が困難、狩猟免許所持者が高齢化しているが、若い人が免許取得しないなど、鳥獣被害が北広島町全域で深刻な事態となっていることが分かります。そこで、まず北広島町の鳥獣被害の実態と、どのような対策を取っているか、伺います。
- 議長（湊俊文） 農林課長。
- 農林課長（宮地弥樹） 北広島町の鳥獣被害の実態と、どのような対策を取っているかの質問でございますけれども、鳥獣被害につきましては、水稻被害を中心に全町域で被害が出ております。また、イノシシにより農地の法面の掘起こしの被害の増、あるいは、シカの生育地域についても拡大している状況でございます。対策につきましては、被害防御を呼びかけるとともに捕獲の強化に努めているところでございます。捕獲数は、年々増加しているものの被害の減少につきましては見られないといった現状でもございます。また併せまして、環境整備として里山整備の推進もしているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 被害は多いと、大きいと。対策を取っているが、被害が減らないということですが、なぜ増えるばかりで一向に減らないのか、ご意見がありましたら、伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 捕獲数につきましては、昨年度でいいますと、イノシシにつきましては約1000頭、シカにつきましても約500頭捕っている状況でございますけども、そういった状況でもなかなか頭数が減らないという状況でございます。しかしながら、町といたしましては、やはり環境整備、それから電気柵等によります被害防止、それから捕獲の3点のところを重点に取り組んでいきまして、被害対策を今後とも進めていく中で、そういった被害防止に努めていきたいというふうには考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 農林課のほうでは努力されているようですが、実際には減らないんですね。どうするか、大きな課題ですが、一つ紹介します。環境省のホームページに、都道府県における専門的職員の配置とのタイトルがあります。そこでは、科学的、計画的な鳥獣の保護及び管理を効果的に推進するためには、専門的な知見を有する職員が都道府県等の行政機関に配置されることが重要であり、都道府県ごとの専門的職員の配置状況について把握し、毎年公表しているとのことで、今年4月1日現在、専門的知見を有する職員を配置している都道府県は35で、平均4.7人となっています。専門的な知見を有する職員とはどのような人か。それは環境省や農水省の登録者や研修修了者で、鳥獣行政の3年以上の実務経験者、また大学などで鳥獣保護管理に関する学位を有する者や、専門的知見を有すると都道府県知事が認める者と定義は明確です。35道府県の中で、一番多いのは、北海道の17人ですが、2番目に多いのが、お隣の島根県で、16人です。島根県の鳥獣専門指導員の役割と成果によると、19市町村において専門職を配置している自治体が少なく、ほとんどは事務職を配置している。鳥獣行政における市町村の役割が大きくなっていることから、県の鳥獣専門指導員による積極的な技術指導などを行っている。これにより、市町村における鳥獣被害対策の体制ができつつあるとして、県職員の定期人事異動では、約3年ごとに担当者が異動するため、非常勤嘱託職員として採用に至ったと経過が述べられています。そして、各地域に配置することでどうなったか。例えば、ツキノワグマに対しては、被害、出没が発生すれば、直ちに現場に駆けつけ、住民の不安を少しでも払拭することで、保護管理のバランスを取ることに繋がっていると大きな成果を上げているそうです。では、広島県はどうでしょうか。広島県は、専門的職員のいない12県の1つです。そのため私は、県内の共産党議員団で毎年行っている県への要望活動の際、昨年、今年と続けて専門的職員を確保し、市町に配置するよう要望してきました。これに対して、県農林水産局農業技術課は、次のように回答しました。まず現状について、鳥獣被害額の多い県内市町では、専任担当者や専任嘱託員の配置が進んでいるとの認識であります。そこで伺います。北広島町では、専任担当者や専任嘱託員の配置は進んでいるのか、伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 鳥獣被害対策につきましては、農林課の林業振興係や各支所の産業建設係の担当者が事務職兼務で対応に当たっている現状でありまして、専任の担当者や嘱託員は配置しておりません。担当者は、被害相談を受けまして、現地調査や捕獲の要請を行うといった状況でございます。

- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 県は配置が進んでいるという認識にもかかわらず、被害額が多いといわれる北広島町では配置ができていないというのが実態です。なぜ配置できないのか。2、3年で異動し、ノウハウがリセットされることはないのか伺います。
- 議長（湊俊文） 農林課長。
- 農林課長（宮地弥樹） 配置につきましては、限られた職員数でありますので、現在は、各支所の協力を得ながら、現行体制のほうで取組を進めている状況でございます。ノウハウにつきましては、やはり定期的な人事異動をとりまして、その都度新たな人材といいますか、そういったノウハウを育成していかなければならないといったような課題はありますけれども、十分な引継ぎ、あるいは県の協力を得ながら、そういった知識の習得等にも努めて対応している状況でございます。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 今、説明がありましたけれども、努力はしているんだけど、なかなか配置できないというのが実情で、事務的職員が兼務するという事態になっている。じゃあ県は、今後の対応方針としてどうするか。要望に対する回答は、次のようです。集落ごとの被害程度や対策の状況を把握する集落等実態調査を通じて、課題のある集落や成功事例等を抽出し、市町村へ成功事例を波及させることを目指すとし、農作物の被害、鳥獣被害を減らすためには、環境改善、侵入防止、加害個体の捕獲を総合的に取り組むことが重要、そして市町の作成する鳥獣被害対策プログラムに対して、作っているところに対して市町担当者の養成、集落リーダーの養成、モデル集落等での活動、新技術の導入実証に関わる研修会の開催や講師派遣等の支援を行うとしています。そこで伺います。北広島町の令和3年度鳥獣被害対策プログラムの内容を説明してください。
- 議長（湊俊文） 農林課長。
- 農林課長（宮地弥樹） 令和3年度の鳥獣被害対策プログラムの内容についてでございますけれども、鳥獣被害の現状を受けまして、わなによる捕獲の取組と防護柵の設置の推進と支援を取組方針として取り組んでおります。具体的には集落リーダーを養成するため、学び塾での捕獲の担い手育成や捕獲技術を習得するための研修会の開催、それから猿被害に対する取組といたしまして、被害多発地区での講習会の実施など掲げて取り組んでおります。以上です。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 今、説明がありました。私もいただきました。これ令和3年度のプログラム、A4、1枚の今説明があったことの内容しか書いてありません。令和2年度もほぼ同様です。例えばこの令和3年度のプログラムの中に、川戸集落への猿被害に対し、県の猿対策専門講師の派遣を要請をされておられます。実際に支援があったのか、また効果は上がっているのか、伺います。
- 議長（湊俊文） 農林課長。
- 農林課長（宮地弥樹） 猿の対策といたしまして、11月に猿の被害対策としまして、集落全体の幅広い集落点検の開催を行いまして、参加者につきましては21名の状況でございます。この取組に対しまして、講師の派遣、資料等の提出につきましては、県の支援等行いながら実施をしたところでございます。効果につきましては、地域の中での意識の熟成が行っていると思いますので、今後ともフォローアップを通じながら、そういった取組を進めていきたいという

ふうには思っております。やはり猿につきましては、その都度の対策等が必要でございますので、今回の研修だけに終わらずに、引き続き地域の中での取組も農林課、あるいは県も一緒になって取り組んでいきたいというふうには思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 集落の皆さんも頑張っている。しかし、これだけでは足りないの、その都度またやるということですが、解決をしているという話がありませんでした。川戸には猿が暗躍しているようであります。それで、県は鳥獣対策をするための集落等実態調査、これが前提ですよということで、プログラムを作るときにもそのことが記されています。そういう指導しているんですが、北広島町は集落等実態調査は行っているのか、伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 集落実態調査につきましては、令和元年度より実施されております。北広島町でも令和元年度に実施しておりますけれども、令和3年度につきましては、町内で10か所、10集落を選定いたしまして、アンケート等を実施しているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 10集落、集落というのは幾つぐらいあるのか、かなり、数百あるんじゃないかと。なぜ、この10集落なのか伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 10集落の内訳としましては、千代田地域3集落、豊平地域3集落、芸北地域2集落、大朝地域を2集落選定して行っております。選定の理由としましては、特に被害が大きかった集落等選定いたしまして、そういった中で実態調査、それから、その後の対策につなげていくということで、そういった10集落を選定して取り組んでいるところでございます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 10集落ありましたが、被害は10集落に限らない。先ほどアンケートの結果を説明しましたように、多くのところで被害を受けている。そこそこで違うんですね。なぜ、全体の集落についてどうなのかと、どういう対策取っているのかというのを調査しないのか、伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 集落実態調査につきましては、県の要領等に基づいて行っております。町内で特に重点的に被害があつていると、あるいは重点的に対応していくところを選定して取り組んでほしいということがありましたので、そういった中で10集落を選定しているところでございます。その他の地域につきましては、今のところ集落実態調査には取り組んでいないというふうな状況でございます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） まず、全てがどうかというのを調べてからのほうがいいと思います。それで、環境省がこれほど強調して、各県で効果を上げている専門員の配置を繰り返し、先ほど紹介したように要望しているんですけども、県は配置しようとしません。そのため有効な対策が打てないまま鳥獣被害が広がり、農業を諦めざるを得ない農家さえ出ているのが実態であります。そこで、町独自に専門員を確保し、専門職員と集落との連携による取組で、大きな成果を上げ、

平成27年度農水省の農村振興局長賞を受けた福島県猪苗代町の取組を紹介しします。皆さんの机にお配りしている資料をご覧ください。猪苗代町では、取組を始めたきっかけというのは、農作物の被害が拡大しているものの、猿対策は何をすればいいのか分からない、北広島町も同じですね。クマは幾ら捕獲しても被害が減らない、芸北からもたくさん聞きます。など、農家や役場職員からは、半ば諦めの声が出ていたからだそうです。そのため平成22年度から集落ぐるみの対策を支援する専門員2人を配置しました。そこで、まず、北広島町の場合はどうか、伺います。今月、千代田地域の蔵迫、春木、川西一帯に大猿、小猿の群れが出没し、農作物の被害があったと聞きました。こういう報告は来てるのでしょうか。また、どのような対策を取ったか伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 猿の報告につきましては、少し詳細まで把握しておりませんが、そういう報告があったことについては、担当のほうに聞いていたというふうに分かっております。具体的な対策につきましては、現場の確認等行っている状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 先ほどありましたように、猿の場合は、なかなか対応難しいわけですね。そういうときに機敏に対応する、詳細は聞いていないと言いましたが、千代田地域の中心地にこういう群れが出没して、川戸のほうですが。すぐに、なぜそこに出没したのかを含めて確認するのが農林課の仕事だと思います。猪苗代町の専門員は、生息状況や移動ルートを調査し、対策を打つことや、専門職員を中心に毎日の巡回と住民からの連絡に即座に対応、ちょっと北広島町では即座でないようですが、対応するなど、集落ぐるみで取り組む対策への支援を行っているそうです。その結果、農作物の被害が大きく減少し、集落ぐるみによる対策が定着して、ある集落では、専門職員の支援を受け、住民が主体となって立案した被害対策に基づき、集落ぐるみの対策が実施されて、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンザルによる人身被害や農作物被害はほとんど見られなくなったとのこと。そして、平成30年度には、正職員1人、嘱託員2人、地域おこし協力隊員1人の4人を配置し、大きな成果を上げているとのこと。このような猪苗代町の取組について、町長はどのように思われるか、ご意見をお聞かせください。

○議長（湊俊文） 箕野町長。

○町長（箕野博司） これまでもそうでありますが、この鳥獣害対策については、集落ぐるみで取り組まないと効果が出ないという部分があると思っています。本町でもそういった呼びかけをしたり、講習会等でもそういう方向で説明をさせていただいているところだと思っています。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 集落ぐるみ大事、そうだと思いますけど、継続的じゃないんですよ。そのときはやる。県も専門員いないんですからね。事務職なんです。県に何回も確認しました。その方が来られてやるのはいいんですけど、そのときだけです。継続的な取組になっていない。それで、先ほど、なぜ北広島町で専門員が配置できないのか伺いましたが、福島県は平成28年、59市町村へアンケートを取ったそうです。その結果、県全体の約72%が専門職員は必要と答え、専門職員に期待する業務は、被害状況の把握、技術的支援、被害防止計画の立案ですが、各市町村の担当者では、専門性の高い業務の実施が難しいとのこと。では、なぜ配置しないのか。その理由は、約8割の市町村が財政的に困難、人材の確保が困難と回答してい

ます。そこで伺います。北広島町は、これまで県に専門職の配置を要望したことはありますか、伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 県への専門員の配置につきましては、本年度につきましても県のほうに要望しているところでございますけども、現在のところにつきましては、配置には至ってないところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 農林課では要望しているようですが、しかし、正式な県との要望事項、体制の中に内陸協というのがありますが、私が見落としただかどうか確認をしたいんですが、この要望事項には専門職の配置要請がありませんが、あるんでしょうか。それともなかったのなら、なぜしないのか、伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 広島県の内陸部振興対策協議会及び広島県町村会における令和4年度の県予算及び施策に関する要望におきまして、その中で、市町と連携した地域ぐるみの取組等推進していくため、島根県等でも採用されております鳥獣対策専門員の採用、配置による取組及び人材育成を各地方機関単位での配置等について要望している状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） やっと来年度の要望に入ったそうであります。非常に歓迎をいたします。しかし、私、何回も農林水産局に聞いても、やると言わないんですね。このままでは配置されないんじゃないか。そうであるなら、猪苗代町のように北広島町単独でも専門員を配置し、ますます深刻となる鳥獣被害を大きく減少させることが北広島町、議会もそうですが、役割ではないかというふうに思いますが、どうですか、単独の専門員、町長に伺います。

○議長（湊俊文） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 令和4年度からは、県のほうでは、要望等させていただいた中で、市町への新たな支援体制の実施を検討はされているようであります。具体的には、専門業者を派遣し、市町の従事者や実施隊員への技術支援を行うもので、取組の強化につながるものと期待をしているところであります。県任せということではなくて、町でも何らかの方法で、この鳥獣害対策充実をしてみたいと、今、具体的に検討しているところであります。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） やっとそういう動きが出始めたようですが、鳥獣被害対策専門員を県は配置しますかね、感触としてはどうですか。先の先の話になったんではもう間に合わないんですよ。いかがですか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 各市町からの要望を受けまして、先ほど町長が述べましたように、県につきましても、来年度新たな取組等を検討しているところでございます。具体的には市町の担当者との技術取得を短期間で濃密に行うため、あるいは人材育成等含めまして、それからまた被害状況を踏まえた対策を、支援を行うため、県から専門業者への支援委託業務を行うことによりまして、対策を取っていくようなことを現在では聞いております。まだ詳細につきましては、それに対する市町の意見等を聞いている状況でございますので、まだ確定ではございませんけども、そういった取組につきましても、現在、各市町に意見聴取をされているところでござ

います。そういった取組が、もし、また新たに示された場合につきましては、そういった県との連携、あるいは各市町で取り組まれている先進的事例の中にも、先ほど言われましたように、専門員の配置等もありますけども、具体的に専門員の方がどういった業務をされているのか、どういった方を採用されているのか、そういったところも含めて研究しながら、本町でも地域ぐるみの対策については非常に重要でございますので、そういった体制をどのように取っていくかにつきまして、研究していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 県は専門業者ですね。そういう形は、県と市町連携してやるということ、ちょっと様子が見えてこない。やはり継続して、先ほど紹介、何度もなりますが、環境省が言うような問題で、やっぱり地域に根ざす専門員が必要だということは思いますが、県が取り組んでやればいいんですが、やれない場合は、さっき研究するとありましたが、町単独でもやることも考えられますか、お答えください。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 有害鳥獣対策につきましては非常に重要な問題でございますし、先ほど言いました3つの取組、それを地域でいかに取り組んでいくかが先進事例におきましても、そういったところで被害防止にもつながっていくところでございますので、まずは、研究等始めながらしていきたいと思っております。最終的なものにつきましては、組織等の課題もありますので、総務課等も協議必要というふうに考えておりますけども、まずは、県の来年度の取組の事業の内容の把握、それから各市町の状況、また、町内でそういった人材がおられるのか等も含めまして、そういったところ研究しながら、今後の対応については考えていく必要があるというふうには考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） まだ明確ではありませんが、その方向で、県も町も動き始めたということで歓迎をします。しかしここでとどまらないで、来年度から、途中ででもいいですけども、配置が実際にできたような状況をつくるということで、必要な手だてを努力して、力を尽くしてほしいということを要請をし、次の問題に移ります。2番目は、旧千代田スポーツパークの法面復旧は町の責任なのかについて伺います。さきの9月議会の最終日直前に突然、一般会計補正予算第7号が追加提案され、その中に、北ホテルの法面崩壊復旧費1132万円が含まれていました。そのため、私はこの補正予算に対し、この土地のこれまでの経過を示し、次のような理由で反対しました。それは、第1に、この土地は、旧千代田スポーツパーク、パークホテルの土地でしたが、14年前の平成19年12月にJ U広島県中古自動車販売商工組合から、負担付寄附として1億5000万円が寄附され、そのお金で約18haの土地を北広島町が買収し、5年間を限度としてJ Uに有償で賃貸借するということ、そして5年後には、J Uに無償譲渡することとなっていました。にもかかわらず、最初の賃貸借契約5年間を過ぎた後も、さらに8年間、賃貸借契約を繰り返し継続したため、いまだに町の所有地となっていることを指摘しました。そのため、今年8月の豪雨により法面が崩壊して、北ホテル敷地に土砂が流出したため、その復旧費1132万円を町が全額負担することになったとの説明です。しかしこれを認めれば、北ホテルへの電気設備への被害や休業補償等の数千万円も北広島町が負担することになってしまいます。とんでもないことです。平成19年12月6日のJ Uとの覚書には、土地建物等の管理費用はJ Uが負担すると明記されており、管理責任がJ Uにあることは明らかで、

今回の法面崩壊の復旧の責任は、町ではなくJ Uが負担すべきだということを主張しました。第2は、J Uとの8年間にわたる再三の賃貸借契約は明確な理由もなく、町議会が議決した内容と異なり、町民の利益に反するとして、私は今回の法面崩壊以前から、直ちに無償譲渡すべきと強く求めてきました。これに対し町長は、交渉しているがコロナの影響で難しいと説明をしたのです。しかし、J Uが北広島町に支払う毎年の賃貸借料は、固定資産税相当分であり、無償譲渡しても固定資産税を北広島町に支払うため、負担は変わらず、町長の弁解はとて納得できるものではないと指摘し、議案に反対をしたのです。今回の一般質問では、あれから3か月が経過し、この間の経緯や町の考え方を問い、当時の判断が正しかったのかどうか検証するものであります。まず、現在の法面復旧工事の進捗状況を伺います。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 現在の復旧工事の進捗状況につきましては、被災時に崩落しました法面の土砂及び倒木等の撤去を終え、法面復旧工事の詳細設計業務を入札により業者決定したところでございます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） まだ1132万円は執行されていないので、これから工事については発注していくということで、応急処理は取りあえずしたということですね。はい、分かりました。次に、町が復旧に今努力しているわけですが、その根拠、法的根拠について伺います。町は、国家賠償法第2条、公の営造物の設置または管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国または公共団体は、これを賠償する責に任ずるとありますが、これに基づくものとしています。そこで、疑問の第1は、町所有地と言いますが、管理責任が町にあるのかどうかです。先ほど紹介しましたように、J Uとの覚書では、土地建物等の管理費用はJ Uの負担とあります。そうであるなら、管理責任はJ Uにあると考えるのは普通だと思うんですが、違いますか、伺います。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 被災後より顧問弁護士との見解を基に判断をしてきており、所有者といましては、崩落土砂や倒木の撤去、また復旧工事につきましては、町の責任において実施しなければならないと考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 町の顧問弁護士は、そう言われたということで、9月議会での説明がありました。私も広島市の弁護士事務所に行きまして、弁護士と、この資料全部示して説明聞きましたら、そういう話にはすぐになりませんでした。見解が違いました。これはやはり町だけの責任じゃないということも言われました。それで、この国家賠償法第2条に基づくものであるならば、管理責任はJ Uにあったんじゃないかと言うんだけど、顧問弁護士は、町がやるべきだと言うんだけど、管理責任はJ Uにあるということなのかどうか、ちょっと答弁がなかったんで、伺います。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 管理責任につきましては、通常の維持管理につきましては、契約書のほうでJ U広島さんのほうでやっていただくということになっております。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 通常と言われました、通常以外というのはどういうものがあるんですか。

- 議長（湊俊文） 管財課長。
- 管財課長（高下雅史） このたびは想定を超えた豪雨ということもございます。通常の管理では、とても手に負えない被災であったというふうに考えております。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 先ほど紹介した第2条、国家賠償法第2条には、公の営造物の設置または管理に瑕疵があった場合ということで、全てをその責にあるというふうには言ってません。通常は、契約したJUですが、日常的に町はこの土地を管理していたのか、所有者として。管理していたのか、伺います。
- 議長（湊俊文） 管財課長。
- 管財課長（高下雅史） 先ほども申しましたが、被災後より顧問弁護士等の見解を基に判断してきておりますので、土地所有者といたしまして、崩落土砂や倒木の撤去、また復旧工事は町の責任において実施しなければならないと考えております。また、土地の所有者ということで、今回のような想定を超えた豪雨災害における管理責任は町にあると認識しております。以上です。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 弁護士によって見解が違いますが、管理をしていないのに責任がある、所有者ということですよ。ですから、この弁護士さんが言われることについては異議があるんですよ。同じ法律家でも、様々な意見があるということを紹介しますが、通常、町は管理をしていない、JUが管理することになっている。にもかかわらず、町の瑕疵はあったんですか。その辺伺いましょう。
- 議長（湊俊文） 管財課長。
- 管財課長（高下雅史） 現在、第三者機関による調査、検証中でありますので、今後、検証結果を踏まえて、必要な措置を講じてまいりたいと考えております。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 何と疑問が広がってきておりますが、そういう問題なんですよ。掘り下げていくといろんな疑問が生じてくると。それで、管理責任については今言われているわけで、顧問弁護士のことしか全く言わないですが、じゃあ崩壊した原因は何かについて、今話がありました、これについては町が加入している総合賠償保険の保険会社である損保ジャパンが現在調査をしているとのこと。そこで伺いますが、何を調査しているのか、また調査結果は出たのか。出ていれば、その説明を求めます。
- 議長（湊俊文） 管財課長。
- 管財課長（高下雅史） 現在、第三者機関によりまして、周辺の地形や崩壊断面の土質、また排水経路等の調査をされているところでございます。以上です。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 第三者機関というのは、損保ジャパンの機関ですか、伺います。
- 議長（湊俊文） 管財課長。
- 管財課長（高下雅史） 全く別の第三者機関でございます。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 全く違いますと、私は聞いてませんので、どういう機関でしょうか。
- 議長（湊俊文） 管財課長。

- 管財課長（高下雅史） すみません、現在手元に資料がございませんので、後ほど回答させていただきます。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 大事なことなんで、それがないと、私、ちょっと質問が続けられないんですよ。私、損保ジャパンまでは聞いたけれども、それとは全然別の第三者機関というのは公のものなのかどうなのかということがないと、私これ以上質問できないんで、ちょっと休憩を取っていただけますか。
- 議長（湊俊文） 暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 49分 休憩

午前 10時 49分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（湊俊文） 再開します。副町長。
- 副町長（畑田正法） 美濃議員のご指摘の調査を行っている機関でございます。この第三者機関につきましては、損保ジャパンのことでございます。損保ジャパンにおいて町の瑕疵、あるいは管理の状況であったりというところを調査している段階でありまして、その損保ジャパンが専門的な知見を要するところにまた依頼をして、ここを調査しているということでありますので、その第三者機関というものは損保ジャパンを含めた一体の機関を指したものでございます。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 分かりました。そういうふうに説明していただければ、次いったんですけど、やはり顧問弁護士の見解、疑問があるから、損保ジャパンは第三者機関を設置して、この調査をしているわけですね。だから、これはまだはっきりとした結論を得ていない、時間もかかるようであります。それでちょっと一つだけ、こういうことはないかということなんですが、いろいろと調べましたら、法面に水路があると。そこから水があふれたんじゃないかという話もあります。いろいろと地図を調べましたら、J Uは賃貸借中にグラウンドをアスファルト舗装していますが、上空からの写真で計算を概略しますと約8 h a、今17 h aになってる土地なんですけど、その8 h aが駐車場になっています。これになりますと、時間排水量が一気に雨が降ると増えると。J Uは、水路の設計等見直しているのか、それも調査されていると思うんですが、これについては町は全く知らないんでしょうか、見解というか、内容を求めます。
- 議長（湊俊文） 管財課長。
- 管財課長（高下雅史） 駐車場の舗装につきまして、J U広島の誘致の際に舗装の工事のほうをされておりますけども、こちらにつきましては町の設計ではございませんので、そういった排水の関係につきましては把握しておりません。ただ、敷地内におきましては、全部で4か所の調整池がございます。それぞれ調整池へ流れ込むような設計で、そちらの造成はされておりますので、基本的には、その水路へ全て流れ込むということと認識しております。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） これ以上聞いても回答は出ないと思うので、第三者機関、損保ジャパンの回答を求めるしかないんですけども、疑問がどんどん広がっているということは間違いありません。次に賠償について伺います。受電設備や4か月の休業補償に数千万円の損害が出ていると聞いています。北ホテルから損害賠償請求の話は来ているのか。また額は幾らになるのか、お答えください。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 広島北ホテルより、崩落土砂により損壊した電源施設や給水設備のほか、倒木の影響による屋上破損の修繕費などの被害額、また、休業期間中の営業損害に伴う営業損失について要望書が提出されております。なお、賠償額については、先ほど申しましたとおり、調査中であり、お答えすることはできません。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 要望は来てるが、調査中と。でもいろんな9月議会の報告やその後の話を聞いても、1億近いお金がこのままでいくと全責任があるわけです。町が負担せざるを得ない。これには補助金も過疎債も使えないと思うんですが、財政政策課長、何か補助金等、これ使えるんですか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 現在、賠償額については調査中というところでありまして、財源についてもどういったもので対応することになるのか、できるのかというところも含めて調査中でございます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 時間があまりないんで深められないんですけども、9月議会で出された法面崩壊1132万円については町一般財であります。今後どうなるかという点についてはまだ調査中、すぐに調べなくちゃいけないんじゃないですか、これこそ。それでもって真剣にしっかり調査してもらおうというのが必要なんじゃないかというふうに思うんですが、要請をしておきます。管理責任について、先ほど紹介したようなJ Uについて伺います。J Uさんは、どのように考えておられるのか、また、J Uとは協議されているのか、伺います。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 被災直後よりJ U広島とは随時連絡を取り、調整を図りながら、崩落土砂や倒木撤去に係る作業協力をいただいております。また、これから計画しております法面復旧工事や広島北ホテルの早期営業再開に向けてJ U広島として協力できるところは協力いただける旨の意向を伺っております。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 協力、先ほどからの流れにすると、顧問弁護士に町の責任だと言われているから、そういう形になって、お願いをするという形になるんですが、賠償責任問題は、これ以上言っても深められないと思うんで、だけどこれ大きな課題だと思うんです。こちら辺にとどめておきましょう。それで先ほど紹介した議会議決や契約書のとおり、無償譲渡しているはずなんですよ、8年前に。それが今も町所有地になっているわけで、その8年前に無償譲渡していれば、今回のような事態が起きなかったんじゃないか、ならなかったんじゃないかと思うんですが、町長の見解を求めます。

○議長（湊俊文） 箕野町長。

○町長（箕野博司） JU広島と協定というか、契約を結んでおるわけでありまして、これについては、双方合意の下で譲渡する、要するに合意がなければ、賃貸借契約を継続するという形になっておるわけでありまして。ということで、これまでも譲渡については協議をし、町としては無償譲渡させてほしいということでお話を、協議をずっと重ねてきておるところであります。これからもしっかり協議をしてまいりたいと思っております。固定資産税相当分を賃貸借契約で支払ってもらってるから同じだというふうに言われますけれども、実際には、土地については同じことになるかも分かりませんが、建物については、賃貸借契約、使っていない建物が3棟程度あると思うんですけども、これを取り壊す費用、それが向こうにかかってくるということでありまして、そういったところが大きな違いであります。ですが町としては、粘り強くここは協議を、交渉を重ねていきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 新たな疑問が生じたんですが、JUは何で合意しないんですか。その理由をまず、何も言わなければ、はいそうですかって、継続することに合意することもないと思うんです。何でしないんですか。はっきり言ってください。

○議長（湊俊文） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 今お答えしたとおりであります。そのほかの理由はないと思います。JUさんとしては、現在は、特にコロナ禍ということでなかなか台数が、中古台数が出てきてないということがあるようでありまして、いずれにしても、長期的に見たとき、建物を取り壊す費用がかなりかかるというのを承知で、無償譲渡を受けるということはなかなか踏ん切りがつかないであろうと、いやそうですよね。逆に考えてみても、自分がJUの立場であっても、そういうことです。契約では、合意があつてはじめて無償譲渡ということで、それまでは賃貸借契約でいくというふうに記載をしてあるということでありまして。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 取り壊す費用というの、取り壊す責任がJUにあるということも契約書にも書いてあるんですよ。古い建物を使わないのにね。契約書に全部、具体的な施設名は全部書いてあります。その取壊し、管理費用はJUが持つと書いてあるんです。だから、無償譲渡受けたら、すぐに取り壊さなくちゃいけないとは書いてないんです。そこは読まれたんでしょ。それに基づいて、私は今日質問しているわけです。無償譲渡されたら、すぐに取壊しなくちゃいけないという新たなことが生じるということも契約書に書いてありません。そうではないんですか、町長読んでないみたいなんで、管財課長。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 無償譲渡を受けた後にすぐに取り壊せということはございません。譲渡のほう受けたら、後にそういった所有物になりますので、最終的にきれいにしてということで、取壊しがうたってございます。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） そうなんです、踏ん切りがつかないから合意しないんじゃないんです。契約書では、もうはっきりうたってある。ですから、それは今もそうなんです、賃貸借受けたときも、その管理責任と取壊し責任はあるんです。無償譲渡受けても当然あるんです。それが無償譲渡したら、新たに生じるような認識で町長言われましたけど、それは全く違う。それ

とJ Uが言われることを鵜呑みにされているわけです。私がこれほど言うのはお金が絡むからです。最後に言いますけど、先ほど無償譲渡、賃貸借契約を進めると、粘り強く取り組むと言われましたが、いつまでに解消し、無償譲渡にするのか、伺います。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 本年度も継続してJ U広島様とは協議を重ねているところでございます。今後も早期の無償譲渡に向けて努力をしてまいります。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 新たな話ありませんでした。最後のほうにします。14年前にJ Uから1億5000万円もの負担付寄附を受け取り、町がJ Uのかわりに土地を購入し、J Uの求めに応じて取付道路や通信環境の整備、あのときは、きたひろネットまだ敷設されてなくて、光ファイバーだと思うんですけど、物すごくお金をかけているわけです。これは町の負担でやったんです。これは会議録にも載っています。そして5年したら無償で譲渡する、これは当時明らかなんです。しかし、このこと自体不思議で、私は議員でありませんでした。私だけでなく、少なくない町民も理解できていません。その上、明確な理由もなく、先ほどから紹介したように、ずるずると賃貸借契約を継続していることも到底納得できるものではありません。今回の復旧工事費と北ホテルへの損害賠償額を先ほどの話だと、町は全額負担せざるを得ないようなこと言ってますが、顧問弁護士の話です。それを全額J Uに負担してもらおうとともに、今年結んだ3年間の賃貸借契約期間の終了待つことなく、直ちに、今は協議しているということですが、直ちに無償譲渡すべきと思います。最後に今回の事態と今後について、町民の皆さんが納得できるよう、町長の責任ある所見を伺います。

○議長（湊俊文） 箕野町長。

○町長（箕野博司） まず、損害賠償の件でありますけども、これは先ほど来ありますように、町が加入している総合賠償保険、損保ジャパンでありますけども、ここが支払ってくれるものについては、北ホテルのほうにお支払いをさせてもらうということになるかと思います。これが上限でありまして、税金を使って払うということにはならないというふうに私は思っておりまして、そこから先について、もし北ホテルのほうで不服等があるとすれば、裁判を起こしてもらってきちっと公平的な第三者、その結論が裁判で出てお支払いをします。もし過失があるならですよ。というふうにさせてもらおうというふうに思っております。たちまち、その保険会社の支払った金額を支払う上限というふうに考えております。それから、J Uとの関係であります。先ほども申し上げましたが、契約の中で、両方が合意してはじめて無償譲渡するという形になっておりまして、町としては無償譲渡させてもらいたいということでもありますけども、合意ができてないということでもありますので、合意ができるよう努力をしていくということしかないと思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 損害賠償保険の上限額は幾らですか。管財課長。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 損害賠償の考え方でございます。先ほど町長が申し上げましたように、北ホテルが被った損害全額について補償するというようなことではなくて、町としましては、加入している保険の範囲内で対応すると。北ホテルさんのほうにつきましても保険に加入しておりますので、そこを負担していくというふうな考え方でございます。町が加入している総合賠

償保険の損害賠償額の上限は2000万円でございます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 1億近いと思われる賠償額じゃないかなと私はいろんな資料で分かるんですが、ほとんど数千万、町が持つ北ホテルの保険、最後に、これ裁判になりますよ。町のほうから、JUも含めて訴訟起こさないと解決しないです、今の説明受けても。損保ジャパンの回答が出て、全てに納得できるかどうかはまた別です。ですから、そういうことを踏まえて、慎重に速やかに、町民の財産を守る立場で町は頑張ってもらいたいというふうに思います。最後になります。町長はいつもお金がないと、私たちの要望をなかなか聞いてもらえません。今回のこと、しっかり受け止めて、企業にもしっかり意見していただき、町民の大切なお金は、町民のために使ってもらおうよう、最後に強く求めて、私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで美濃議員の質問を終わります。暫時休憩します。11時15分までいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 05分 休憩

午前 11時 15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。次に、5番、佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 5番、佐々木正之です。私は一般質問、先日通告させていただきました。

9月の議会で、町民の暮らしの現状と課題について幾つか質問させていただきましたが、今回は、5つの質問をキーワードとしてご質問をします。まず、北広島町消防団及び消防本部の現状、課題についてお聞かせを願いたいと思います。まず、消防団のことについてお聞きします。各消防団にはいろいろ備品がございますが、各分団の設備と備品についての現状はどうでしょうか。お伺いします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 消防団の現状ということですので、危機管理課のほうからお答えいたします。各分団の設備の現状でございますが、小型動力消防ポンプ付の積載車や消防ポンプ自動車、防火服、ライフジャケット、組立水槽、ジェットシューター、スコップ、土のう袋などがございます。これは車両全部にこれが積載されているというものではございませんが、消防団の設備としてこういうものがございます。それから団員個人の装備品としましては、ヘルメット、アポロキャップ、それから、活動服、耐切創手袋、安全靴を貸与しております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 今、備品についてご説明をいただきましたが、特に私がここに通ってくる場所に分団が幾つかありますけど、千代田地域については、分団所が小さいというようなことも前回町長がお示しになったことがあります。それで、そういう設備がその屯所の中に全て

格納できているかどうか、私は非常に狭いんじゃないかというふうに思っております。徐々に千代田地域については施設や設備について新しくとか、検討されるというふうにお聞きしておりますけれども、その辺の対策はどのようにされておりますでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 議員おっしゃいますとおり、千代田地域につきましては、屯所、こちらでございますが、車両が1台入る程度の屯所となっております。現在、消防団の方と、それから地域のほうにも説明にまいります、環境整備といたしまして、地域の集会所を利用したり、それができない場合は車庫に詰所、休憩できる場所というものを設置できるような計画を今しておりますし、地域の方とも話し合いを始めているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） できるだけ早く、長期計画の中にも込められておりますので、検討していただきたいというふうに思っております。それから先ほど、個人的にライト付のヘルメット、これを各個人で持っておられるということをお聞きしましたが、このヘルメットがライトがつかないという苦情があります。前回は質問したかと思いますが、これはもう既に配布をされたのでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） ヘルメットについては、全団員へ貸与しております。しかしヘッドライトについては、各車両分として配備をしておるところでございますが、団員の安全装備として、今年度購入し配備する予定でございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） それから3番目に、地域によっては合併前に、今、多分青の制服だと思いますけど、非常時に制服を着ていくと時間がかかるということで、地域によっては、はっぴを羽織って火災現場等々に行く事例がたくさんございます。その買換えは、前回もお聞きしましたが、予定がないということでありましたが、今回、地域の消防団の方から、ぜひとも、もう一回お願いをしてくれということでお聞きをします。買換えは予定はございますでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 現在、はっぴの購入については考えておりません。現在貸与しております活動服を使ってもらっております。また、火災現場では消防車へ防火服を数枚ですが、配備しておりますので、活動服に加え、防火服を着装していただきたいと思います。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 買換えがないということで、今あるものを利用しようということだと思います。次に、消防団員の人数、それから在籍人数、それから年齢等見させていただきました。一生懸命地域のために活動されて、人数も定数が720で、約690人ぐらい。条例の定数には満たしておりませんが、努力されてると。それから、在籍年数にしては10年から25年の方がたくさんいらっしゃいます。しかしながら、年齢に対しては、40歳から55歳というふうに少し高齢化をしております。その対策は、行政がやるのか、それとも各地域の消防団員がやるのか、その辺をお知らせください。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 議員おっしゃいますとおり、若年層の入団が鈍化しており、加入を

していただきたい状況であります。現役団員による勧誘活動も限界があるため、地域ぐるみで勧誘活動を行っていただきたい状況であります。また、国についても全国的にも団員は減少傾向でございます。国のほうでも、その対策について現在検討しておりますし、方針も出始めているところでございます。その方針も対応しながら、団員の減少を食い止めるということと、勧誘活動もこれからは行政、また地域で行っていききたいと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 私が若いときには3点セットでございました。地域の消防団に入るか、神楽団に入るか、そして、当時はスポーツが盛んでありまして、ソフトボールというのが盛んに行われました。その3点セットで、大方の人は消防団になられた経緯があります。いろいろなそういう過去のことも踏まえながら、行政のほうでも努力をしていただきたいと思いますが、どう思われるでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 今お話にありましたように、過去こういう3点セットということで、必ず消防団には入るといような風土でございましたが、現在については社会情勢、また会社に勤務されているというところもございまして、なかなか消防団の加入というのは難しいところはございます。しかしながら、町としましては、広報とか、そういうもの、また団員の方とも団員の加入についての話も会議の中でもしております。引き続き、町、それから団員の方、また地域の方、皆さんで団員の方を増やしていくというような活動をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 続いて消防本部の老朽化、建物が狭いと聞いております。庁舎の整備目的が持続的可能な消防力の確保と充実ということであるとは思いますが、建設計画はどういうふうにされておるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（日田靖成） 消防本部の現状についてでございます。消防本部からお答えいたします。現在の消防本部庁舎は昭和55年に建設され、41年が経過しております。老朽化が著しく、年々大型化する車両や資器材、また消防本部が設立当初よりも職員が増員しております。車庫や事務所、仮眠室等が手狭になっているのが現状でございます。現在消防本部庁舎の建て替えについては、地域の実情や社会経済の情勢に応じた消防サービスが提供できるよう、将来的な消防の在り方も踏まえつつ、令和6年度事業実施に向け、検討しているところでございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 今、ご指摘がありましたように、新しく計画をしているということでございますが、それらの中でいろいろ取り組まれて課題があると思うんです。例えば女性の採用、これが過去にあって、現在はいらっしやらないですが、どのような理由というか、いろいろあると思うんですが、そういう設備的なものは考えていらっしやいますでしょうか。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（日田靖成） 将来の計画につきましては、国が令和8年当初で全国目標5%を掲げております。県内の消防本部で女性消防職員がいないのは2市町、北広島町と大竹市のみでございます。当然女性職員が活躍できる場をつくりたいと思っております。

- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） ほかにいろいろ新築をなさる場合、これはぜひともやってほしいというのが消防署本部のほうからございましたら、ここでお聞かせを願いたいと思います。例えば消防指令システムを1階から2階に上げるとか、今の通路が狭いでもう少し拡充するとか、その辺の計画はございませんか。
- 議長（湊俊文） 消防長。
- 消防長（日田靖成） 通信指令システムについても、洪水被害等なかなか予想しにくいところではございますけども、2階に上げる等計画を考えております。以上です。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 今後、新築については議会に提出されると思いますので、議員共々新庁舎については議論をしていきたいと思っております。次に、防災行動計画についてお聞きをします。現在、各地域に自主防災組織がございますが、これのハザードマップの活用方法がなかなか現状ではうまくいってないということでありますが、行政のほうとして、どういうふうなお考えがあるか、お聞きをいたします。
- 議長（湊俊文） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） 自主防災組織におけるハザードマップの活用ということでございますが、自主防災組織独自でまち歩きを行いまして、土砂災害警戒区域や浸水想定区域以外の危険箇所をそれに書き込みまして、地域性を反映させたマップづくりをされている例がございます。地域における安全な避難ルートの把握にもお役に立てただけておるものでございます。自主防災組織からもいろいろお問合せがありますが、講習会などで、このハザードマップの作成については、項目に入れて講習を行っていききたいと思っております。以上です。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 依頼があれば、どしどし実行に移していただきたいと、こういうふうに思っております。それから自主防災組織による避難の呼びかけの体制、これもなかなか、表面上はきちっと整理はされているとは思いますが、なかなか実際には動いていない。それからまた、広島県が出しておりますマイ・タイムラインの普及促進はどのようにされているか、お聞かせください。ここに県からもらったマイ・タイムラインが、私はもらってるんですが、各家庭までいってはいないと思います。どのように検討されているか、それもお聞かせ願いたいと思います。
- 議長（湊俊文） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） まず、自主防災組織による避難の呼びかけ体制の構築についてでございますが、講習会などで必要性についてお伝えをしております。また、ある自主防災組織では、広島県自主防災アドバイザーによる講演やワークショップによる組織の体制づくりも行っていました。今後も相談がありましたら、また対応していききたいと思っております。
- それから、ひろしまマイ・タイムラインでございます。町内の学校で取り組まれております。今後も防災講習などで普及を促していきます。また、このひろしまマイ・タイムラインでございますが、広島県のホームページ、こちらのほうで、ひろしまマイ・タイムラインについては公表されております。また、そちらで作成ができるようになっておりますので、こちらのほうのご利用についても講習の中でお話をすればというふうに思っております。以上です。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。

- 5番（佐々木正之） 要請があれば、極力努力を重ねていただきたいと思います。私も見させていただいたんですが、非常に子供にも分かりやすいように作成されておりまして、ぜひ、町民皆さんで活用できたらなというふうに思っております。次の質問にいきます。学校のタブレット利用についてです。タブレット利用についてですが、今は、学校の中だけで利用して、学校からは持ち出さないというのを前回の議会で回答いただきました。今後、災害とかいろんなことが想定されたときに、長期休暇になった場合、家庭での利用はあるのかなのか、もしあれば、どのようにされるのか、お聞かせを願いたいというふうに思います。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 学校が長期休業を余儀なくされる状況になった場合に備えて、家庭に持ち帰っての活用がいつでもできるように、現在準備を行っております。以上です。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） そのときはリモート学習もできるということでございますでしょうか。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） はい、そういったことも考えております。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） これは学校との連携だと思うんですが、校長先生以下はご存じなんですか。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） はい、学校のほうもそうです。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 家庭でのインターネットの環境整備については、タブレットも利用する保護者、それからスマートフォンが今かなり普及しておりますので、大体の保護者はできると思いますが、それへの対応はどのようにされているのか。お示しを聞きたいと思っております。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 議員ご指摘のとおり、いろいろな家庭環境がございます。今年9月に保護者家庭におけるネットワーク環境調査を行った結果、約2割のご家庭でWi-Fi環境がございませんでした。今議会におきまして、ポケットWi-Fi購入の補正予算をお願いしております。通信費用負担は保護者をお願いし、Wi-Fi機器については貸出しを行うもので、教育の格差が生じることがないように、ご家庭での利用における通信環境の整備を図ってまいりたいというふうに考えております。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 次の質問は、教育の格差が生まれまいかというようなことを質問しようと思ったんですが、できるだけ新しい環境で、100%の家庭での利用ができるようなことをしていっていただきたいと思います。いかがですか。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 学校、また各ご家庭としっかり連携を図って丁寧な対応を図ってまいりたいと思っております。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 次は、交通対策についてです。今年大変な異常気象で災害が起きました。災害時のバスの運行規制の判断の対応をお聞かせください。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 大雨や大雪などの異常気象時におけるバスの運休、運転見合せ等の運行の安全のための措置は、各バス事業者の運行管理者が判断するものでございます。バス事業者は、バス運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、資格を持つ運行管理者を専任しなければならないということが道路運送法第23条に規定されております。運行管理者は、天災その他の理由によりバス運行の安全の確保に支障が生ずるおそれのあるときは、バスの運転手に対する必要な指示、その他運行の安全のための措置を講じなければならないとされております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） これは言うべきことではないかとは思いますが、前回災害が起きたときに、あるところで一旦通行止めがありました。バス運送業者は迂回をするということを決めて迂回をしておりましたが、その復興関係に1か月もかかるというふうな情報が先に出ておりました。その後、1週間後に、8月の末に私が通ったときに解除になっていたんですね。その道路が。バス運送業者にたまたま寄ったときに、何らかの話で、その解除になったこと業者が知らなかったということで、交通省とか西部の道路運行のところがございます、それと役場の危機管理、建設課等の連絡がたまたま土曜日であって、その担当者が土曜日で休まれているということで、なかなか業者のところへ連絡がいかなかったというのを後に聞いたわけですが、そういうときの非常時の対策をできるだけ早く連絡するというようなことは可能なのでしょうか。お聞きしたいと思います。初めてのお話かも分かりませんが。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 道路管理者と連携を密にしまして、そういった情報が入りましたら、バス運送業者に情報提供は迅速に対応させていただきたいというふうに考えております。早朝等の対応につきましても、バス事業担当者のほうで、そういった情報が入りましたら、バス事業者のほうに連絡をするということと、そういう体制をとっているところでございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） スピーディーな対応をお願いしたいというふうに思っております。次の質問にいきます。広島市安佐北区小内地区から豊平診療所へのデマンドバスを運行してほしいと、地域の住民が要望されてるとお聞きしました。このことは、町は把握されておりますでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 広島市安佐北区小内地区からデマンドバスの運行をしてほしいという要望が上がっているかと、それを知っているかということでございますけども、そういった情報は把握しておりません。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 情報がないので、これ以上質問しても無理だと思いますので、もう少し調べて次回の議会にお願いしたいというふうに思っております。今後、バス路線の見直し、病院、買物等のデマンドバスの利用、具体策、検討されているところがありましたら、お願いしたいというふうに思います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） バス路線につきましては、平成29年度に作成されました北

広島町地域公共交通再編計画に基づき、再編を行っております。加えまして、利用実態に応じた路線の再編も行う必要があると考えているところでございます。デマンドバスの利用に關しましては、今年度バス事業者と町が連携してホープタクシーのDX化を推進するため、ワーキング会議を開催しております。その会議において、ホームタクシーの予約システム、AI運行システム、地域の病院、商業施設との連携の可能性について検討しておるところでございます。また、令和4年度に広島県が実施する広島型Ma a S推進事業に応募し、県の事業を活用した利用者の利便性の向上や運行の効率化を図る取組について検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 今、広島型Ma a Sというふうにお話が出ましたが、少し詳しくご説明お願いいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 広島型Ma a Sでございます。モビリティ・アズ・ア・サービスという言葉の略でございますけれども、これにつきましては、例えば予約を入れていただいて、それはDXを活用してスマートフォンであるとか、当然対応してない方には電話を利用していただくといったものを利用していただいて、それで最適なルート、予約者がばらばらにいるわけですが、それを最適なルートを選択する、料金的には今現在統一料金になってますけれども、そういった運行の効率化をどう図っていくか、そして、そういった商業施設との連携等も併せて検討できるようなシステムを県が提供しておりますので、それに検証実験等を行いながら、当町に合った形のシステムを導入したいということで、来年度取りかかりをしていこうというものでございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 快適なシステムにしていきたいというふうに願っております。

最後に、豊平地域における基幹集会所及び豊平地域づくりセンター、前回もご質問いたしましたが、進展があればご説明を問うところでございます。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 11月15日に開催されました豊平地域の自治会連合会、行政区長会連絡会におきまして、集会所の今後の在り方につきまして説明をさせていただいております。まずは出発点として開催しました。具体的にどうしていくかはこれからになります。今後、各集会所の譲渡等についてご意見を賜ってまいりたいと考えております。また、下石生活改善センターに続きまして、上阿坂活性化センターでも今年度中の譲渡に向けて調整が進められているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 豊平地域づくりセンターの回答がございましたが、これはどのようなになっておりますでしょうか。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 豊平地域づくりセンターでございますけれども、これにつきましては、全協のほうでも少しお話をさせていただきましたし、地元のほうでも話をさせていただいているところであります。地域づくりセンターにつきましては、建築して50年程度たって、かなり老朽化が進んで、これを何とかしたいというような思いは以前からありました。そういう流れの

中で、豊平地域の活動の拠点として、集会所の在り方も含めて、ここを改築、建て直し等考えていこうという流れの中で、この建物につきましても、寄附を受けたところでもありますので、寄附者である実践倫理宏正会さんのほうに、これまで長い間お世話になりましたということと、解体、新しく建て直しを町として考えているというふうなことをお話にまいりました。その中で、ある程度の支援をしましょうというありがたいお言葉もいただきましたので、それを受けて、この豊平の地域づくりセンターにつきましても、早い段階で解体、建て直しを今進めていこうと思っているところでもあります。このことにつきましても、先日、地域の集まりの中でお話させていただきまし、地域とともに一緒に考えていきたいと思いますというので説明をさせていただきまし。また、集会所につきましても、先ほど申し上げましたように、ただ単に、この地域づくりセンターの建て替えということではなくて、どういう機能を持たすのか、集会所の在り方も含めて一緒に考えましょうということをお話をさせていただいておりますので、これから地域とともに考えてまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 豊平地域につきましても、この地域づくりセンターは、振興会でも要望や意見を取りまとめて行政のほうに出していきたいという話もぼつぼつ出ております。全部が全部お願いできて、要望が通るとは思いませんけども、できるだけ地域住民が利用しやすいセンター、それから基幹集会所につきましても、住民との意見の交流を深めていただいて、無償譲渡のほうに持って行っていただきたいというふうに思っております。御意見があれば、お願いしたいと思います。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 集会所の在り方でございます。特に豊平地域につきましても、現在12の町有の集会所がございます。ほとんどの集会所が老朽化をして修繕等行わないと維持できないというふうな状況がございます。しかしながら現在の社会情勢、人口減少であったり少子高齢化、利用状況見たときに、現在のままを維持していくのではなくて、譲渡というお話もさせていただいておりますけども、ただ単に譲渡ということではなくて、譲渡後の管理をどうしていくのか、解体をどうしていくのか、そういうところも含めて、現在集会所の整備補助金制度もございますけども、そこら辺の見直しも図りながら、一番いい形を地域の皆さんとともに考えてまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 以上で、私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで佐々木議員の質問を終わります。ここで暫時休憩をとります。午後1時までといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 55分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。午前中に引き続き、一般質問を行います。6番、山形議員の発言を許します。

○6番（山形しのぶ） 6番、山形しのぶでございます。先に通告いたしました中学校の部活動に対しての北広島町の考えについて伺います。先日、山県郡内で中学校の新人大会、また吹奏楽部のコンクールや文化部の作品展示などが行われました。本当でありましたら、新人戦は10月に行われるはずでしたが、その中でも緊急事態宣言、またコロナ禍ということもありまして、延期の対応となりました。各学校との調整が大変難しい中、多くの部活動に対して活動の機会を与えてもらったことは、コロナ禍で大変大会などが少ない中、子供たちや保護者も喜んだと思います。この大会ですが、11月、そして12月にもこの新人大会が行われました。なかなか2か月間をかけて大会を調整することというのは大変なことだったと思います。他市町でありますは、保護者観戦の制限などもあり、また、見るができなかったという地域もあったそうです。北広島町としてはコロナ対策を徹底していただきまして、コロナ禍だから諦めるではなく、何とか工夫するという気持ちが強く感じられ、大会の開催は、今後の子供たちの学校生活に対しても前向きな気持ちにつながると考えられます。ご尽力いただきました先生方に感謝をしています。しかし、コロナ禍だけでなく、今中学校の部活動に対して活動することが難しい状況があるのではないのでしょうか。現在は、1週間のうち2日間は部活動を休みとして、子供たちを休ませること、また基本的に朝練習は禁止、本気で自分が取り組みたいスポーツや芸術に熱中することができないという状況があります。小学校からスポーツに取り組んでいる子供たちは、例えば土曜日、日曜日、祝日の練習は、朝から夕方まで一日中に行っているという状況です。その後、そのまま中学校に進学をして部活動に入部をしたら、今は平日は2時間、休日は3時間という時間も決められている状況です。そのため多くのスポーツ競技で、中学校の部活動には入部をせず、クラブチームやスポーツ少年団で活動している子供たちが年々多くなっているように感じています。クラブチームで活動ができているからこそ、高等学校に進学しても自分が熱中するスポーツを続けることができ、そして続けることが人生において進路を決めるポイントの一つになっている人も多くいます。クラブチームやスポーツ少年団の熱心な取組により、北広島町のスポーツも支えられている面も多々あります。しかし、全ての子供たちがクラブチームで活動できるわけではありません。日本経済新聞によりますと、スポーツ庁は令和3年10月、学校の部活動地域移行を検討する有識者の会議、この初会合を開いたとありました。ここには、2022年夏頃には、受皿となる団体や指導者の確保、そして費用負担についての制限を求めるというのがあります。これはどういうことかといいますと、部活動を学校だけではなく、地域、また団体、指導者に任せていく部分を多くしているというものです。ホームページで、2023年部活動と検索しますと、たくさんの記事が出ています。部活動の今後について、改革は避けられない状況となっています。だからこそ今のうちに考えておかないといけないことは、部活動は習い事になってしまうと、全ての子供たちに運動や芸術に関わる活動の機会を与えることが難しくなるということです。保護者の理解もあり、続けていける経済力があるからこそ取り組むことができる活動というふうにはなっていないかと思っています。スポーツ庁のホームページには、いろいろ意見がありましたが、迅速に進めることを進め過ぎると子供たちがスポーツをする機会というのが減っていくのではないかと思っています。少し費用面について調べてみました。一般的なクラブチームに入る場合の初期費用です。ユニ

ホーム代、またバッグ代など初期費用が大体8万円かかります。その後、防寒着などを入れま
すと、これが約5万円、そして遠征費です。遠征費は、安いところで日帰り1日3000円、
1泊になりますと1万5000円。そして合宿という形で組みますと、これが3万円になりま
すと、例えば夏休みの活動をこれだけやるとしたら、約15万円ぐらいかかってくるというこ
ともあります。活動費は、クラブチームは、月に安いところから7000円、高いところから
1万円の活動費が月にかかります。また、クラブチームに入会をする入会費、この入会費も5
000円かかります。月々にかかる1万円プラス、それから場所の使用料ということで、1人
1000円かかる場面もあります。そう考えますと、本当にすごい金額がこれだけかかっている
という状況になります。これは、誰もが活動できるということが難しい状況になるのではない
でしょうか。誰もが活動でき、そして誰もが目標に向かって取り組み、そして、この頑張り
切ったことによりまして、人生において大切な経験として部活動の時間を思い出として残して
ほしいと思います。そのことを思いまして、以下について質問をいたします。中学校の部活動
を通じて、北広島町が考える生徒たちに培ってもらいたい力、こういった力をつけてもらいた
いということは、どのように考えていらっしゃるのでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 中学校の部活動では、生徒がスポーツや文化等に親しみ、その活動
を通して、互いに教え合い、励まし合うことで、学習意欲の向上や自主性、協調性、責任感、
連帯感の涵養等良好な人間関係を形成する力の育成に取り組んでいます。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 今、課長から答弁がありました。そういった力をつけてもらいたいとい
うのは多々あると思います。スポーツ庁の運動部活動改革にもそのようなことがありました。ま
さに学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、そして連帯感をつけてほしい。そして多様な学び
場という場所によりまして、活躍の場を持ってほしいという教育的目標が書かれております。
今現在の北広島町の各中学校の部活動は、そういった力をつけることができる活動になってい
るというふうに考えておりますでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） そうなっているものと考えています。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 全ての部活動がそうなっていると考えていらっしゃいますか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） はい、そう認識しています。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 例えば、認識していらっしゃるということで、先生方はそのような認識を
持っていらっしゃいますでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 先生は現場で一生懸命されておられまして、その評価といったもの
を先生ご自身がされるのは非常に厳しいものがあるかと思うんですけれども、学校からの報告
を受けているところでは、こちらはそういう受け止め方をしております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） それでは続いての質問にもありますように、できているというふうに思っ

ていらっしやる。これはできているというのは先生方の声、また、学校現場からの報告によりできているというふうに教育委員会が受け止めているということによろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） はい、そのとおりです。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） それでは、できているという要因、何かありますでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 中学校の教職員が生徒一人一人の個性や成長を大切に教職員間とはもとより、生徒や保護者、関係者等とのコミュニケーションを図りながら、部活動の運営に当たっていることであると考えています。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 今の答弁の中で、コミュニケーションという言葉がありました。続いての質問にもありますように、この要因に対して取り組んでいることは何か具体的なもの、コミュニケーション取っているというものがありませんでしたが、それ以外に具体的なものとして何かありましたら、答弁願います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 教育委員会として、平成25年に文部科学省から示された国の指導ガイドライン、また、これに基づいて運動部活動の方針、文化部活動の方針を本町で決めました。その中で、体制整備や指導方針などを示すとともに、各学校長は毎年度、各校の実情に応じた活動方針と活動計画を策定しまして公表を行っています。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 私の認識不足で申し訳ないんですが、公表されているというのがありますが、この公表はホームページなどでされていらっしやいますでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 2校のほうでホームページに公表しています。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） その2校、伺ってもいいですか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 千代田中学校と芸北中学校です。ほかの中学校につきましても、保護者等への通信とか、そういったところでは、各それぞれの部で行っているというふうに聞いてます。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 確認をいたしました。部活動の顧問になるということは、先生方の担任だったり、それぞれ学校の中の役割だったり、たくさんのお仕事がある中で、部活動の顧問にもなっていらいっしやいます。各学校の教員の先生方、希望の部活動の顧問になることというのはできていますでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 各校に設置しております部活動の種類や在籍する教職員、生徒実態等を総合的に判断しながら、部活動の顧問を決定しております。そのため、必ずしも希望する部活の顧問にはなれていないということがございます。

- 議長（湊俊文） 山形議員。
- 6番（山形しのぶ） 実態に応じてということがありました。先生方に人事関係などでアンケートなどで希望の部活動とか、そういったことというのは、アンケートで聞くことというのはされていらっしゃるのでしょうか、伺います。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） アンケートを取られていることは伺っておりません。
- 議長（湊俊文） 山形議員。
- 6番（山形しのぶ） アンケートにはないということでしたら、管理職との面談などでそういったことを確認しているという認識でよろしいですか。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 各中学校の管理職を中心に決められているものというふうに思っております。
- 議長（湊俊文） 山形議員。
- 6番（山形しのぶ） そうになりましたら、やはり希望の部活動の顧問になることができない、自分が経験したことがない部活動の顧問になるということも多々あるとは思いますが、また、自分が経験された部活動がその学校にないということも、いろいろあるのではないかと考えています。そうなりますと、例えばなんです、次の質問にもありますように、教員が、今サッカー部が千代田中学校にはサッカー部がありますが、ほかの学校ではサッカー部がない学校もあります。そうになりましたら、サッカーの経験者が、例として千代田中学校に教員がいない、そうになりましたら、ほかの例えば大朝中学校の先生が部活動、千代田中学校に来てサッカーを教えるということが出来ますでしょうか、伺います。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 教職員が所属校を離れて他校の部活の顧問になるといったことはできません。合同チームを編成した場合であるとか、合同練習、練習試合の際に他校生徒も含めた指導を行うケースはございます。
- 議長（湊俊文） 山形議員。
- 6番（山形しのぶ） それでは、他校ではできないということですので、ちょっと細かい質問にはなるんですが、例えば学校の先生の中で、スポ少として、部活動の時間ではなく、スポ少として教えていらっしゃる時間というのがあると思います。特定の部活であります、今、朝練習が禁止ではあります、スポ少という形で朝練習をしていますというふうに担当されている先生もいると思いますが、そういった形で、他校の先生が指導するということが可能でしょうか。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） そこはされているものと思います。禁止ではないです。
- 議長（湊俊文） 山形議員。
- 6番（山形しのぶ） 今から本当に部活、少子化も進んでいきまして、だんだん団体スポーツというのをするのが難しくなってくる状況があると思います。先ほど課長から答弁にもありましたように、他校との合同チームをつくることによって指導することが可能というのがありますが、スポーツ庁が出しております中で、生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備というのを今後行っていくというのがございます。競技志向ではなく、レクリエーション志向で行う

活動や複数校の生徒が拠点校の運動部に活動を参加する合同部活動、これを推進するためにも、部活動の受皿となる地域スポーツ環境の整備に取り組んでいくとすることがありますように、今から、今後はもしかすると他校の先生が合同という形で部活動指導していくということも出てくるのではないかとというふうに推測をしております。そこは推測の段階ですので、特に答弁をいただかなくても大丈夫です。今後、部活動の在り方というのもかなり変わってくると思うんですが、そうなってくると、やはり北広島町全部として、全教職員が部活動の取組に対して、最初に課長から答弁がありましたように、部活動を通じて子供たちに培ってもらいたい力、こういったものを理解していらないと難しいと思います。そういった理解というのを皆さん、全教職員がされていらないと思いますでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 理解されているものと考えています。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 最初に、質問の通告の際に話をした新人戦の場面にしましても、本当は新人戦、中止なら中止でいいという考えもゼロではなかったと思うんです。でも何とか子供たちに大会の場をつくらうということで、12月になってまでも新人戦という形でご尽力いただいた先生方というのは、本当にすばらしい先生方だと思うんですが、その中でもやはり全教職員かというところ、正直なところ、全教職員というところに私は言い切ることというのは難しいんじゃないかと思うんです。やはり部活動指導に悩んでいらっしゃる先生もいらっしゃいますし、それ取り組むことによって、自分の教科として力をつけたい時間、勉強したい時間に費やすことができなくて悩んでいらっしゃる先生もいると思うんです。なので、全部の先生が理解をされていないというのは先生方が悪いのではなくて、先生方がそれだけの時間を費やすことができないという状況も出ているんじゃないかなと思うんです。今から部活動が変わっていくとなると、先生方もこういった形で取り組んでいくのが正しいのだろうかと思慮することもあると思いますので、管理職の面談で部活動の顧問が決まってしまうというのがありますが、その管理職に言葉に出せない先生方も多々いらっしゃると思いますので、先生方には、もう少し部活動に対しての考え方、それから先生方の顧問になっていただく、当て方という言い方はあれですが、そのことについても、もっと学校全体で考えていただきたいなというふうに思っています。今、よくやってくださっている先生もいらっしゃると思いますが、正直なところ、もうちょっとという先生もいらっしゃると思います。思いますが、そこをもっと管理職の先生方と話をする機会をつくってもらいたいなというふうに思っています。続いての質問になりますが、例えば先ほどにも言いましたように、クラブ活動に所属したいと思ながらも、なかなか難しいと思います。経済面、それからこちらからいくとなると、送迎といった面で悩む生徒も多々いると思いますが、どうでしょう、学校や教育委員会というのは、そういったことについて把握をされていらないと思いますでしょうか、そういう機会がありますでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 学校、教育委員会ともクラブチームに所属したくてもできない生徒の有無や割合等について把握はしていません。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 把握していきたいなという考えはありますか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

- 学校教育課長（植田伸二） 生徒の声として学校に上がった場合は、しっかりと聞かせてもらって、対応できるところは、また学校とも協力してまいりたいと思います。
- 議長（湊俊文） 山形議員。
- 6番（山形しのぶ） 今、学校に言ってもらって、対応できるところは対応していきたいという声がありましたが、例えばクラブチームに所属したいけど、部活動で頑張っていくことしか自分が取り組むことができない、じゃあ部活動の時間を長くしてくださいという声が上がった場合とかに対応してくださるということでしょうか。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 先ほど申しました部活動の方針、定めもある中で、できるだけ寄り添った対応を取らせていただきたいと思います。
- 議長（湊俊文） 山形議員。
- 6番（山形しのぶ） 寄り添ったということがありましたので、子供たちが声を上げることというのが可能というふうに理解をしております。生徒たちが自分に取り組みたいという部活動が学区内になく、学区外の学校に進学をしているという生徒はいらっしゃいますでしょうか。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 本町の中学校、令和3年度におきまして、7名の生徒が部活動を理由に学区外の中学校に進学をしております。
- 議長（湊俊文） 山形議員。
- 6番（山形しのぶ） その7名の生徒というのは、プライバシーのこともありますが、部活動に所属したく、そちらに行っているのか、それともクラブチームに所属するときに、そちらの中学校からのほうが行きやすいということで所属しているのかどうかというのは理解はされていらっしゃいますでしょうか。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 具体的にこのクラブをとということで意思表示をしている者が3名です。ほかについては、広く部活をしたいとかといったところで、クラブチームを含めてかどうかというところの把握はできておりません。
- 議長（湊俊文） 山形議員。
- 6番（山形しのぶ） 7名の生徒が自分の住んでいる、自分が生まれ育った場所ではなく学区外のところに行ってまで部活動に取り組んでいきたいというのを考えているんですよね。7名というのは、全体数で考えると、すごく多いと思うんです。行動に起こした生徒が7名ですから。行動に起こしたくても起こせない生徒の数を考えると、本当にもっと多い人数の子が、ここで部活動をこんなふうにしたいという、学校生活の中の部活動というウエイトを大きく持っている生徒がたくさんいるのではないかと思います。今から部活動に対して変わっていくことというのは多々あると思いますが、部活動の地域移行について、北広島町が今後どのように進めていきたいと考えていますでしょうか、伺います。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 国の出てくる指導等も踏まえながら、今のクラブも基本としながら、継続してできるように取り組んでまいりたいと考えております。
- 議長（湊俊文） 山形議員。
- 6番（山形しのぶ） 国の指導から動きますか、国の指導を待つ前に北広島町としてこんなふう

にしていきたいという考えをとということというのは難しいでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 実態として、生徒数の減少で、なかなか十分な活動ができてないところもあります。その中で、学校も一生懸命充実できる部活動に向けて取り組んでいます。そこをしっかりと基本と持って、子供たちがしっかりと成長できるような部活動にしていきたいというふうに考えています。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 国の様子を見ながら、また子供たちが活動できるようにという答弁がありました。今後、地域移行を進めていく面もゼロではないと思うんですが、進めていくためにこういったことが課題になるのではないかとというふうに北広島町が考えているものがありましたら、伺います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 課題として、指導人材の確保、活動の場所、施設・設備の確保、費用の負担、教員の関与、大会の在り方、保護者のご理解などが上げられると考えています。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 今答弁された内容が本当に問題として上げられていました。1つ目のところ、先ほどもおっしゃいましたが、指導者のことだったり、給与面だったり、それから指導者となってくると、事故等の管理責任は一体誰が持つのかという部分や、学校上の機能なんです、私がいろんな部活動として生徒の理解などもいろいろ悩むところがあると思うんですが、多分皆さんもそういう時代だと思うんですが、部活をしてきたというのは、学校生活の中でもすごく大きな思い出だったと思うんです。今後、今からの長い付き合いの中でも、友人でも一緒に目標に向かって取り組んできた仲間というのは一生の仲間にもなりますし、その中の一つ一つがずっと覚えている、心に残っている言葉というのがあると思います。以前私も学校現場に勤めておまして、ある生徒が一言言ったことがあるんですよ。その子は、私はバスケットを教えていたので、すごく背が低い女の子で、その子は、自分は活躍の場面はなかったんですが、先生が、私が走ることが武器だねって言った、その言葉をずっと思って高校3年間続けてきましたと言ったんです。それ多分、何げなく言った言葉なんです、その言葉がずっと高校3年間も支えになったんですよと言ったときに、先生の言葉もそうなんですが、多分そのときに、周りの子たちが、ああもう、走ることが武器だよ、何々ちゃんはという、その環境というのも、やっぱりその子の力になったと思うんですよね。なので、部活動が今こういうふうに地域移行に変わっていくよとか、学校の中で、先生方が入り込む枠が少なくなっているよというふうに進んでいくと、後になって、部活動を中心にやっていた学校時代がよかったねというふうになんて戻すことって絶対できないと思うんですよ。なので今考えないと、本当に厳しい問題になってくると思うんです。そうなってくると、部活動に対して教育委員会、それから学校、地域、外部指導者ですね。そういったそれぞれの役割や必要なことというのはあると思います。今どのように考えていますでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 教育委員会としては、学校教育管理責任者として、部活動に対するしっかりとした指導助言を行うこと、学校としては、教育現場における効果的で責任ある部活動の実践が必要であると考えています。地域の方には、学校部活動の趣旨と活動へのご理解と

ご協力をお願いしたいと考えております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 今、教育委員会と地域の方のお願いとありましたが、教育委員会が考える学校は、どのような役割をしっかりと築いてほしいと考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 生徒の目の前の、現場でしっかりと効果的で責任のある部活動の実践です。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 学校は現場というのは私も一番だと思います。学校生活を見ているからこそ、子供たちに部活動でも言葉としてかけることというのができてくると思うんです。よくある、子供たちが先生の言うこと聞かないんですが、部活の顧問の先生の言うことは聞きますということがあったりした時代もありましたが、そういった形で、自分が頑張っているもの、そういったものを応援してくれている先生の気持ちを子供たちは読むというのもよくできていると思うんです。そう考えると、部活動の顧問をする先生の役割というのは、学校生活でも本当に大きな力を持ってらっしゃると思います。続いての質問にありますように、教育委員会や学校、そして地域が部活動に対してどのような関係性を築いていくべきと考えていることがありましたら、伺います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 教育委員会、学校、地域が共に子供を育てるという視点に立ち、お互いが部活動の充実を支援するパートナーとなる必要があると考えております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 私もパートナーであってほしいと多々思います。だんだん今まで言われてきた外部指導者と学校がやっていく難しさの中で、外部指導者の考え方がちょっと学校にそぐわない、外部指導者としては、学校の考え方をちょっと理解しがたいということで、いざこざというのが多々起こってくると思うんです。でも、お互いが理解をして、子供たちの成長を手助けするというパートナーという考えを持っていけば、絶対にいい形になると思うんです。なので、その気持ちを北広島町もしっかりと持っていただきたいと思います。先ほども言いましたように、全ての子供たちが活動できる部活動をしていかないといけません。年間20万円、30万円かかるクラブチームでやっていくというのは本当に難しいと思います。子供たちの活動だけでなく、保護者も、今はもう全部服をそろえて、応援のときにはこれを着てというふうに考えると、20万円、30万円のレベルではない状況になってきているんです。でも全ての子供たちが活動できる部活動にしていくために、北広島町の教育委員会が考えていることがありましたら、答弁ください。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 生徒数の減少により、選択できる部活動の種類や環境が十分とは言えない中で、国の指導等も踏まえながら、可能な限り、生徒一人一人の個性や成長に重きを置いた部活動となるよう、学校としっかり連携を取って取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 学校と連携を取ってという声がありましたので、学校と連携ということは、

現場を見ていらっしゃる先生方が子供たちの声を聞いて、それを教育委員会がしっかりとまとめてということと私は理解をしたいと思います。なかなか生徒数が減少していくと本当に部活動というのが難しくなってくると思うんですが、子供たちの今後のためにも、教育委員会がそこを力、土台となって押し上げていく、大丈夫だよという、そういう存在でいてもらいたいなというふうに思います。最後になりますが、教育長が考える子供たちに部活動で得てもらいたい力、そして、先生方には、こういった思いで取り組んでもらいたいという気持ちがありましたら、ご答弁ください。

○議長（湊俊文） 教育長。

○教育長（池田庄策） まず、先ほどからの議論の中で、教職員の働き方改革という大きな流れがございまして、かつては朝練、それから毎日の午後の部活、土日の部活、いわゆる教員には時間外勤務手当というのがございませぬので、教職員のボランティアで全て成り立っていた時代でありました。しかし、昨今の報道でもございませぬように、この働き方を改革するために、部活に外部の指導者を入れようという動きが始まって、広島県でも指定校がございまして、その準備が始まっております。令和5年度から、この動きを活発にしようということがございまして、当然北広島町教育委員会としても中学校、あるいは県教育委員会と今議論を重ねているところでございませぬ。しかしながら、運用のその進め方等は自治体に任せるというふうなことになるございませぬ、私たちも非常に苦慮してございませぬところではございませぬが、先ほどから議論がありましたように、前向きに捉えてまいりたいと思っておりますし、全般的には課長が答えましたが、私は、以前から申し上げてございませぬように、「体・徳・知」で北広島の子供たちを育てていこうというふうに考えてございませぬ。様々なハードルがございませぬ。議員もおっしゃいましたように、各中学校の生徒数が激減をしてまいりました。千代田中学校は一定程度の生徒数ございませぬが、豊平、芸北、大朝は、既に単独の運動部であるとか文化活動ができなくなっています。そのあたりも含めまして、学校教職員と一緒にございませぬ、教育委員会も令和5年度からいいスタートができるように努力してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 本当に体・徳・知は、私も多々それは思っています。教育長がよくそのことをおっしゃいますが、その言葉を聞くたびに、私も北広島町で子育てをしておりますので、その気持ちのある場所で子供たちが成長することができてうれしいなというふうに本当に思っています。だからこそ、部活動の部分というのは、もっともっと力をかけてもらいたいなと思っております。今、クラブチームという話がありましたが、やりたい部活が、部活を一生懸命何かをやっていききたい。でも部活動していくことができない。例と出していいのかどうかあれですが、例えば我が子にしても、うちは、上の子は中体連で野球をしています。人数がなかなかいません。そうなってくると、来年1年生が入ってこない、またチームがつかれないんだなというふうになると、うちの今度2番目が入りますので、もう上と下、野球部に入って、チームつくりたいな。でも、今の状況でやりたい野球がずっとできるかというのは悩むから、上も言えない、下も、お兄ちゃんの状況見ながら、いや、でもやっぱりやりたいからクラブチーム行ったほうがいいのかなという、そういう、たった一つの家庭でも、家庭内の兄弟間でも悩むぐらいだと思っております。そうなってくると、周りの環境あったら、一緒にやってきた子供たちと一緒に野球をやりたい、一緒にやってきた子供たちと活躍、活動していききたいと思うと多々悩んでいくと思っております。その悩みの原点は、やっぱり教育委員会が気持ちを持っていら

っしゃって、学校現場がそれを受け応えることができると変わってくる部分というのはあると思いますので、全ての子供たちがやりたいと思うことに挑戦をして、そして達成感を感じられる部活動になることを切に願ひまして、以上で、私の質問を結びといたします。

○議長（湊俊文） これで山形議員の質問を終わります。暫時休憩します。45分まで。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 37分 休憩

午後 1時 45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。次に、2番、伊藤立真議員。

○2番（伊藤立真） 2番、伊藤立真です。今日は先に通告をしております豪雨災害の検証と災害対策・対応について、もう一つは、被爆者健康手帳の申請手続、この2点について質問してまいります。まず、1つ目です。豪雨災害の検証と災害対策・対応について伺ってまいります。毎年のように、自然災害が発生していることを実感しています。今年もほんの4か月前ですけれども、8月初旬の台風9号の風雨以降、2週間以上にわたる激しい降雨によって、町内各地に大きな被害をもたらしました。その痕跡は、現在も各所に残っておりますけれども、一方では、復旧も各地で進んでいるところを見てとることができます。先の9月定例会で、同僚議員から今年の災害について複数の質問がありましたが、現時点での災害状況の把握や復旧状況、復旧の見通しについて確認をしておきたい、そういうふうに思います。また、復旧については、社会福祉協議会を窓口として、災害ボランティア募集から、被災地における復旧活動が行われ、被災者支援が大きな役割を果たしているということをボランティア参加者の方の声やSNSから感じ取ることができています。この災害ボランティア活動の概要や運営等の課題についても被災後の検証をしておくべきと考えております。幸いにも人的被害は報告されていませんが、避難指示や緊急安全確保の発令が繰り返し続いていたことから、多くの方が不安を抱えておられました。地域の防災情報については、きたひろネットの音声放送やきたひろ情報アプリで知ることができますが、きたひろネット未加入者やスマートフォンをお持ちでない方、こういった方は、テレビやラジオからの情報からしか得られません。情報の取得が難しい状況が現にある中で、刻々と変化する状況や避難所情報など、地域住民を守るための情報伝達や高齢者等避難支援について体制を整えておくことが喫緊の課題ではないでしょうか。これら災害時の検証と、これからの対策について質問してまいります。まず、今年の豪雨災害に関して人的被害、住居等被害、農作物等被害、農業、林業施設等被害、公共土木施設被害について最新の被害の取りまとめ状況、お伺いします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） それでは被害状況についてご説明いたします。台風9号及び8月11日からの大雨被害状況ですが、人的被害はございませんでした。住居等被害ですが、全壊2件、半壊16件、一部損壊17件、床下浸水86件でございます。次に農作物等被害、こちらは水稻、トマト、そばなどがございまして、40.6ha、3482万円、次に農業、林業施

設等被害は、ビニールハウス7棟、農業用機械5台で、190万円、次に農地、農業用施設、林道施設等概算額でございますが、4億3800万円。公共土木施設被害概算額は、河川、道路などで4億円。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今、大体の概算も含め、被害額の提示をいただきました。実際農作物等については、水稻、トマト、そばが中心だったようですけども、キャベツとか、これ私の知ってる農家でも4000個ぐらい駄目にした、収穫直前のものをといたものもございますので、実態は10億円を楽に超えるぐらいの損害規模ではなかったかというふうに思っております。次に、災害に関連して開設された避難所について質問をしてみたいです。町内各地域で避難所が開設をされましたが、地域ごとの開設された避難所数と避難者数をお伺いします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 避難者施設の開設と避難者数でございます。8月には台風と大雨によりまして、その期間に3回の避難所の開設を行っております。3回の避難所開設を行いました。その3回の延べ施設等最大避難者数合計をお話をいたします。芸北地域は10施設、8人、大朝地域は3施設、25人、千代田地域は15施設、223人、豊平地域は12施設、95人、合計といたしまして、40施設、351人の方が避難をされました。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今お答えいただいたとおり、この3回の開設で350人余りの方が避難をされた。特に被害の大きかった千代田、豊平、これ合わせて300人を超えている状況ということですね。この避難所の開設の中で、地域の自治会などで開設されたものは把握されておりますでしょうか。できていれば、その避難所数と人数をお伺いします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 自主防災組織、または地域で開設された施設でございます。この3回の開設の中で27施設でございます。また、避難者は合計74人の方が、その自主防災組織、地域で開設された避難所に避難をされてございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） このようにたくさんの避難所に避難された方がいらっしゃったということ、この避難所の開設、あるいは運用、これについて課題を検証されておりますでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 避難所の開設、運営の上で、避難者による避難所運営協力、こちらのほうは欠かせません。一時的な避難であれば、間仕切りの設置、長期的な避難となれば、掃除や食事の配膳などの運営にできるだけ協力いただきたいと考えております。これは災害により長く避難所生活となった住民が多かった自治体の意見ではございますが、避難者全員ができるだけ快適に過ごすために必要だったことというふうに言われております。このような事実を継続して周知していく必要がございます。また今回、車などの移動手段を持たない高齢者や子供をご家族の方が避難所に預けられるケースがありました。これに対する対応も課題と考えております。そのほか、避難所の備品について、新型コロナウイルス感染症等の関係により、消毒液や感染防止の備品も増えており、主な避難所へ配備しているものの、備蓄場所が少なく限界があり、避難される方には、毛布、少量の食べ物、マスクなど感染対策のものを持参していただくよう周知を続けてまいります。行政としての課題については、現在検証しながら、ま

めておる最中でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今のお話の中で、避難所の特に運用に課題がたくさんある。そういうことをちゃんと認識をされているということで、その課題を一つずつクリアしながら、災害、またいつ起こるか分からないというところがありますので、これに備えていただければというふうに強く思います。今も課題の中にありましたけども、ちょっと関連ですけども、特に食事支援が具体的にはどのような対応になるのか、もし分かればお聞かせください。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 先ほどもお話しましたように、少量の食料をお持ちくださいというふうにお話しております。一日程度の避難については、そちらのお持ちの少量の食料と、先ほど言いました、毛布を持参してください。2日目以降については、町のほうでも食料の提供等を検討して進めているところでございます。今回の大雨災害については、食事の提供、パンとかそういうものも提供したところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） やはり食というのは欠かすことができないことでありますし、先ほどご回答いただいたような体制が万が一のときに取られている。これを聞かせていただくだけでも、避難されている方、安心につながるのではないかとというふうに思います。続いて住宅等家屋被害、農作物等被害、農業・林業施設等被害、公共土木施設等被害の復旧状況や今後の見通しについて伺ってまいります。住宅等の家屋被害について把握している復旧状況と、町や県の見舞金や給付金などの状況、結果などについてお伺いします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 家屋等の復旧状況につきましては、町や県の見舞金の支給対象となる大規模半壊、一部損壊、半壊の認定を受けました全16件のうち1件につきましては、取壊しをされております。残り15件につきましては一部修繕中ではございますけども、居住ができない状況ではありません。また、床下浸水の家屋や納屋、倉庫などの非住宅の家屋につきましては、復旧状況は把握をしておりません。また今回の大雨災害に対する北広島町住宅災害見舞金につきましては、対象者15件のうち、11月末現在12件が支給済みで、支給総額21万円となっております。また、広島県災害見舞金につきましては、対象者15件のうち11月末現在12件が支給済みで、支給総額120万円となっております。広島県及び北広島町被災者生活再建支援補助金については、対象者3名のうち11月末現在2件が支給済みで、支給総額87万5000円となっております。また、広島県大雨災害義援金につきましては、今月に第1次配分として本町に対し、231万円の配布がありました。今後、対象者となる被災者の方へ支給をしてまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今お答えいただきました。必ずしも元通りの生活に十分かといえ、そうではないかもしれませんが、いろんな形で支援がされているということを皆さんも知っていただければというふうに思って質問させていただきました。次に、農作物等被害について、補填状況やその結果についてお伺いしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 農作物の被害の補填状況につきまして、農林課からお答えします。

台風9号及び8月豪雨災害の農作物等被害に対しまして、広島県農業共済組合からの情報によりますと、確定値ではありませんが、水稻共済につきましては、本町全域で102筆、約645万円となっております。また、収入保険につきましては、加入者の令和3年決済によりまして算定される関係から、現時点では、補償額等は不明の状況でございます。なお、収入保険につきましては、今回のような自然災害による被害にかかわらず、収入保険金が支払われる前に支払われます、いわゆるつなぎ融資の制度がございますけれども、本年につきましては米価の下落、あるいはイモチ病によります収穫量の減少によりまして、収入が減少すると見込まれております加入者の申請があったと聞いている状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 農業共済組合へのお問合せということでまとめていただいた報告を頂きました。農作物そのものの被害補償は、農業保険法に基づく農業共済事業、あるいは収入保険で一定程度の補償はされるところですが、小規模な農地等の災害については急いで復旧することがこれからの農業生産に大きく影響してまいります。災害復旧で利用できる制度など、この農地の小規模災害、どういうふうな方法で復旧できる、その方策があればお伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 農林課所管のほうで、災害復旧に利用できる制度といたしましては、一定の条件はございますけれども、国の事業であります多面的機能支払交付金事業、あるいは中山間地域等直接支払交付金事業におきまして、水路、農道の応急処置でありますとか、農地等へ流入しました土砂、流木、それからごみ撤去等に係ります賃金でありますとか、機械のリース、あるいは建設業者への請負等も対応になっております。ただし、各協定内中での協議、あるいは交付金につきましては、その災害に係るものに対しましての追加交付というのはございませんので、あくまで交付年度におきます交付額の中での調整等が必要な条件になっております。周知につきましては、今回の災害につきましては、災害発生時に各集落協定等によりまして文書等で周知をしたところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今の多面的とか、中山間のものを使って、小規模の災害に対応できるよとアナウンスもされてるということで、各地域の農業集団等の方も承知をされていることと思います。農業、林業等施設等について、災害認定の経過と復旧状況、今後の見通しについてお伺いをしていきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 農業、林業用施設等の被害についての経過状況をご説明させていただきます。農地、農業用施設及び林道の災害復旧等については、本年の10月1日に激甚災害の指定をいただいております。なお、補助対象となる農地、農業施設及び林道施設は、1か所当たりの申請額が40万円以上が対象となっております。それから、その申請ですけれども、現在11月15日から来週の12月24日までの間、現在、農林水産省及び財務省の査定を受検中でございます。先週までに農地89件、農業用施設27件、合計116件を受検し、現在査定決定額は約2億3500万円でございます。来週までの受検総数は農地113件、農業用施設55件、林道施設1件の169件です。なお、行政報告と数が違いますけれども、これは最近まで調査設計、それから河川とか道路とかの被災箇所にあったところに関しては、それぞれの災害での調整をさせていただきまして、申請件数が少なくなったということでございます。以上で

ございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今日現在も災害の受検について処理をされている最中だと思います。関連するんですけども、農業・林業施設等農業に関連する被害については、先ほど激甚災害の認定を受けたということですけども、災害箇所が多くあることや災害状況の程度も様々です。このような状況の中で、復旧の際の農家負担、これはどのように変わっていくのでしょうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 農家の負担ではございますが、施設関係については、北広島町の分担金徴収条例に基づき、負担はございません。ただし、農地、畑であるとか田んぼに関しては復旧事業費の5%をいただくようになっております。現在、激甚災害の指定になりますと、国庫補助のかさ上げがございまして、これは査定決定額が全部決まった後、また、農家1戸当たり、施設に関しても受益者個数等の申請をまた来年の1月から2月のほうに行います。その結果に基づいて国庫補助率のかさ上げが決定されます。これは市町ごとでございまして、平成18年災の時には、最終的に97%になりましたので、農家負担は5%ではなくて3%で調整させていただいておりますので、今回も国庫負担率が95%を超えた場合は、そのパーセントに応じて農家負担は少なくなるものと認識しております。先ほど一つ言い忘れておりましたけども、今回の8月豪雨に関しては令和5年中に全箇所を完了するように、現在も調整させていただいております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） やはり農家負担、個人の負担というところが一番気になるところだと思いますけど、今の答弁の中で、5%上回る、負担を上回することは当然ないし、これはもっと圧縮される可能性もあるよというふうなことで、このことを聞かれた関係者の方、ちょっと安心につながるんじゃないかというふうに思います。このたびの補正予算の中に、地域施工支援事業に1700万円の追加ということで提案が上がっております。災害復旧を待たず急いで直したい小規模災害について、この事業を活用するメリット、これをお聞かせください。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 当町独自の政策であります地域施工支援事業の災害対応分でございますが、メリットは、詳細な測量及び工事設計並びに図面作成等に時間をかけることなく対応していただける業者さんとか、地元の創意工夫によって早期に復旧ができることが、まず第一のメリットでございます。併せて、施工支援事業でございますので、災害復旧と併せて維持修繕であるとか、ある程度の自由度がございまして、そういったところもメリットの一つでございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） この地域施工支援事業、町の独自の事業でもありますし、使い勝手がいいという言葉が適切かどうか分かりませんが、本当に、ここぞというところに役立つものだというふうに私は思っております。この事業を使って、少しでも早い、急ぐところの復旧が進んでいけばというふうに思っております。次に公共土木施設被害について災害認定の経過と復旧状況、今後の復旧見通しについてお伺いします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 次に、公共土木施設災害復旧事業等についてでございます。現在のところ、激甚災害の指定は受けておりません。今回は、県の管理施設のほうの被災が多数ありまして、今のところ、町のほうの激甚、公共土木に関してはないものと認識しております。災害復旧事業の対象になるのは、国庫補助に対しては、1か所当たり60万円以上です。これも1か所当たり、農地はいろんな施設、同事業種類に関しては150m以内で1か所できますけども、公共土木施設については100m以内という規定がございます。公共土木施設のほうは農地より早く、10月25日から受検を開始しておりますが、これも同じく来週の12月の24日まで受検予定となっております。先週末までのところで、道路9件、河川33件、合計42件を受検し、現在の査定決定額は約2億8500万円でございます。総数は、道路16件、河川43件の59件です。なお、既に査定を受けました道路施設の一部については入札を行って業者が決定しております。公共土木施設においても、今後、実施設計書、工事発注の設計書の作成に移り、令和5年中の完了を目指してまいっております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今お答えいただいたとおり、令和5年度内ということではありますが、確実に復旧が進んでいるというふうに聞かせていただきました。本当に今年の被害が深刻なものというのは、私も身をもって感じているところですけども、昨年以前にも災害があって、その復旧工事がまだ続いている中だというふうに思います。今回の災害の中には、今年の豪雨でひょっとしたら拡大したものがあんじゃないかなということも気にはなっておりますが、そういった事例はないでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） まだ完了してない過去の災害現場ではございますけども、県管理施設においてはございました。現在、受検するようになっておりますので、工事が一時中止になっている箇所もございます。現在、町の災害箇所ではございますが、順調に進んでおりまして、幸いにも増波するところではございませんでした。増波に関してもいろんな規定がございまして、余り小規模なものについては、今回の発注の中で対応するようなこととなっております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 特に過去の被害現場で復旧前に大きな影響を受けた場所が、大きなものはないよというふうなことだというふうに受け止めます。次の質問なんですけども、災害支援寄附金というものがあると思いますけども、これがいくら今寄せられ、それがどのように活かされていくのか、これをお伺いしていきたいと思います。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 災害支援寄附金ですが、11月末時点で950万円余りのご寄附をいただいております。この寄附金につきましては、災害復旧対応のための事業である営農再開支援補助金や地域施工支援事業補助金等の財源とする予定にしております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 950万円余りの寄附金があるということで、これが先ほどの地域施工のほうの財源にも充てられるよということで、きちんと災害の復旧に充てられるというふうな認識でよろしいですね。はい。続いて、前段で申し上げました災害ボランティアのことについて伺ってまいりたいと思います。災害ボランティアの募集の経過、登録者数、延べの参加者数、そ

のボランティアの活動内容についてお聞かせください。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 災害ボランティアについてですけども、8月13日、災害対策本部より社協に対し、災害ボランティアセンターの設置、運営を依頼をしております。社協は、8月16日から活動を開始し、きたひろ告知放送やSNS等を利用してボランティアの募集を行っております。登録者数は310人、延べ参加者数は579人、活動日数は、8月16日から11月30日までの間の51日でございます。対応件数は、全部で60件となっております。主な活動内容につきましては、家屋や敷地内に流入した土砂の撤去や清掃及び農地の復旧活動でございました。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） この災害ボランティアの活動、北広島ではなくて、全国のニュース番組の中で、いろんな地域でいろんなボランティアの活動が報道されるのは見てましたけど、まさかうちの町でこういうことがというふうな思いがしております。当然、この災害ボランティア、初めての設定ということになったんだというふうに思っておりますけども、今回この災害ボランティア活動そのものを運営をする中で、成果もあったでしょうけども、反対に課題というものも見つかったんじゃないかと思えます。このあたりを精査していらっしゃれば、その内容をお聞かせください。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 成果につきましては、60件にも及ぶボランティア活動により災害復旧となっておりますということでございます。併せてこのたびのボランティア活動を通じまして、多くの方々に、共に支え合う意識の醸成が図られたものと考えております。課題としましては、第1に、今回の災害で初めて災害ボランティアセンターの設置、運営を行う中で、町及び社協が互いに不慣れであったこと、また、それぞれの部署で災害対応や通常業務との兼務となりまして、十分な連携が図れなかったことが上げられます。第2に、ボランティアセンターに対するニーズを十分に把握できたかどうか、また、コロナ禍により町外からのボランティアの受入れができず、人員の確保が難しかったことが上げられます。今後は、今回の災害を契機としまして、災害時に限らず、平常時からボランティア活動の推進を図る必要があると考えております。日常的なボランティア活動を通じ、社会貢献、社会福祉活動等への関心が高まり、それが共に支え合う地域づくりに結びつくことで、今回のような大規模な災害の際にも、より力を発揮していくと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 本当に初めてのことということで、連携が取れなかった部分があるよというのが本当に正直なところなんだろうなというふうに聞かせていただきました。加えてコロナ禍ということで、先ほどの避難所じゃないですけども、コロナ禍ということについての対応というのも各所でいろんな対応をしなくちゃいけない。これだけはコロナ禍の前の状況とは大きく違う部分だというふうに思いますし、先ほど答弁の中にありました、平常時から備えておくというふうなお答えがありましたので、決して災害ボランティアの運営になれていくような環境にはなっただけでほしくないんですけど、万一に備えた対応、そういうふうなことを意識して、これからも皆さんと一緒に取り組んでいければなというふうに感じております。次に、避難指示や緊急安全確保等の情報提供並びに安全確保について伺ってまいります。きたひろネット未

加入者、スマートフォンなどネット環境お持ちでない方、こういう方が情報が取れにくい方々、こういった方々が町内に一体どのぐらいいらっしゃるのか把握されてますでしょうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 令和3年10月末時点の町内世帯数が8368世帯に対しまして、きたひろネット加入世帯が6041世帯となっております。単純計算では、未加入世帯が2327世帯、率にして27.8%となります。スマートフォンの保有状況や個人のインターネット環境について、町単位では把握していませんが、総務省の令和3年情報通信白書によりますと、インターネット利用者の割合は全国で83.4%、広島県が82.0%となっております。高齢化率の高い本町では、80%を下回る程度ではないかと想定しておりますので、インターネット環境を持たない方は約2割ではないかと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 全世帯、よく数字を出していただいたと思うんですけど、北広島町の世帯の中で、2割から3割の方がネット環境、あるいはきたひろネット未加入ということで、それだけの方がなかなか情報を得にくい状況にあるのかなということは思い浮かべることができるというふうなことです。逆に情報を取得するためのツール、度々議会の中でも話が出てますけども、きたひろ情報アプリとか公式LINEアプリ、これらの利用者数というのは把握されてますか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 現在のところ、きたひろ情報アプリが登録者数約2400人、公式LINEが約3700人、これに加えまして、いわゆるガラ携ですけども、フィーチャーフォンで使える防災安全お知らせメール、これの登録が約1600人となっております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今の人数、複数ダウンロードしていらっしゃる方もいると思いますので、これ積算は必ずしもその数とはいかないとは思いますが、今のような5000人前後ぐらいは、あれでも情報を取ることができる環境をお持ちなのかなと推測をします。逆にきたひろネットの未加入者であるとかスマートフォンをお持ちでない方、先ほど推測の値はお知らせいただきましたけども、こういった方々に情報提供をどのようにしていくか、この考え方をお伺いできればと思います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） まずは、現在整備を進めております北広島町FTTH化事業によります新たな高速光通信サービスへより多くの方にご加入いただきますよう、株式会社ちゅピCOMが個別訪問などによりまして加入促進を図っております。町にとりましても後方支援に努めてまいりたいと存じます。町独自のサービスとしましては、先ほど触れましたけども、フィーチャーフォン、いわゆるガラ携をお持ちの方につきましては、緊急情報をメールで配信する防災安全お知らせメールの登録を呼びかけを進めております。携帯電話もインターネット環境もないなど、防災に関する情報を取得する手段にお困りの方につきましては、防災電話サービスがございますので、ご相談や登録申請をいただくよう広報しております。また、防災情報を取得する上で最も身近なテレビやラジオへは市町で情報連携をしております、迅速かつ的確な配信に努めております。

- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 2番（伊藤立真） 今の質問は、基本的には、きたひろネット未加入者の方、スマートフォンなどネット環境お持ちでない方、こういう方をもっと意識した対応というか対策を考えていかないといけんのじゃないですかねということの思いで質問させてもらったものです。先ほど話にもありました防災電話サービス、これは危機管理課が所管をしておりますけども、ほかに福祉課のほうで所管されている北広島町災害時要援護者避難支援制度、保健課が所管されているあんしん電話設置サービス、こういったものが行政のほうでメニューとして、いわゆる避難弱者の方の支援に関するサービスということで用意をされておりますけども、これらの運用、利用状況について教えていただければと思います。
- 議長（湊俊文） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） それでは、北広島町防災電話サービスについて危機管理課のほうからお答えをいたします。現在運用中の一斉情報配信システムから利用者の固定電話に防災情報をお伝えします。これは受話器を取っていただきますと、音声合成で警報、大雨警報、洪水警報や避難情報、警戒レベルの内容が流れてくるものでございます。現在利用登録者については1名でございます。以上です。
- 議長（湊俊文） 福祉課長。
- 福祉課長（芥川智成） 北広島町災害時要援護者避難支援制度について福祉課からご説明をいたします。この制度は、平成22年度から開始をしておりましたが、東日本大震災をきっかけに平成25年災害対策基本法が改正されたことにより、平成27年度からは、在宅の重度の要介護者、重度の障害者、指定難病の認定を受けた方などを対象に名簿作成が市町村に義務づけられました避難行動要支援者制度を開始しております。これに伴いまして、それまでの災害時要援護者名簿に登録されている方も避難行動要支援者名簿に再登録し、より包括的な名簿となっております。この避難行動要支援者名簿には10月末現在581名を登録しており、有事の際には、この名簿を避難支援機関へ提供することで避難困難者の把握と支援、行方不明者等の安否確認等への活用を考えておりますけども、今回の豪雨災害については、この名簿を提供する機会はございませんでした。
- 議長（湊俊文） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） あんしん電話設置事業の運用、利用状況について、保健課からお答えします。あんしん電話は、緊急通報装置として、緊急ボタンを押すだけで直接消防本部に通報が入り、救急車の出動を依頼することができるものです。利用対象者は、高齢者のうち病弱等により日常生活に不安のある独り暮らしの人や高齢者のみの世帯の方などです。利用に当たっては、近隣ですぐに現場に駆けつけることができる協力員と鍵の管理者の登録や民生委員の方の意見が必要となります。11月末の設置台数は229台で、本年度は8件の方の迅速な救急搬送につながっております。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 2番（伊藤立真） 今、3つの事業について、それぞれ担当、所管課のほうから説明がありました。これらの事業、制度、これはいわゆる避難弱者の方々が安心して生活できるようにという、そういったことのために用意されている制度ということで、安心の生活をこの町で送るためには必要な制度だというふうに思います。これらの制度に関係もするんですけども、各地域で先般、まちづくり懇談会というのが開催をされまして、その中で、第2次北広島町長期総合計画

の後期基本計画の説明もありました。その中に、人がつながり、力があふれる町を目指し、一つ一つをつなげて将来像の実現へとする循環図の項目の中に、誰もが元気で安心して暮らし続けられる環境づくり、また、集落組織の維持や災害に備える仕組み、体制強化、この項目、文言が掲げられていました。こういうことに対して防災リーダーの育成であるとか、自主防災組織体制の整備に取り組まれていることは、これまでの説明の中でもありました。過去の議会の中でもありましたとおり、私も承知をしておるところです。ただ、今年のような災害がまた起こるんじゃないか、そういう想定をしております。そのために今回の災害の検証を振り返ろうということで質問させていただき、次に備える、準備をしておくべきということもとても大事なことだというふうに私は思っています。そこで、町民の皆さんが安心して生活ができるように、災害時に実際に効果があったよというふうに報告がされております愛媛県大洲市三善地区での災害避難カードというものがありますけども、これらの導入を検討され、それを基礎として、地域の自主防災組織体制を町内全域で構築する。その上に先ほどありました、行政の防災電話サービスや各支援制度、事業運用という3段階の防災体制を取るという形を整えたらどうだろうかという提案をしてみたいと思います。また対象者や条件が異なる、先ほどの3つの事業でもそうですけども、対象や条件が異なることは十分承知をしておりますけども、各制度の紹介を含め、避難弱者の方々が一度の手続で行政のそれらのサービスであるとか支援制度、事業について申込みができるような窓口を一元化する、あるいは横断的に運用するとか、申込みしやすい環境整備を整える検討をしてみてはどうでしょうか。こういったことはできないでしょうか、考えを伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 町としましては、先ほどからもいろいろなシステム、各課でご説明いたしましたが、それぞれの目的、用途が違い、専門知識を有する人員による対応が必要であることから、なかなか一つの窓口では対応できませんが、本年の8月、台風及び大雨被害では、被災者相談窓口を設けて相談対応を行っております。一つの窓口から必要な窓口を案内をするというような対応をしております。今後、その対応につきまして検証を行って、平常時、そして災害時にさらに円滑な対応ができるよう体制構築に努めてまいります。先ほどありました災害避難カードについても研究をしたいと思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 平常時の準備が万一の災害のときに非常に役立つというのが危機管理のベースになるかと思えます。ぜひとも検討していただいたらというふうに思っております。では2つ目の質問のほうに移ってまいります。被爆者健康手帳の申請手続ということで伺ってまいります。広島への原爆投下による黒い雨訴訟で7月29日に最高裁判決が確定し、原告84人に対して、県と市に被爆者健康手帳の交付を命じたとともに、国は上告を断念し、原告被害の救済について早急に対応を検討すると、当時の首相談話を受けて閣議決定をしておるところです。10月11日には、政府が原告以外の被害者も救済する方針を示したことから、広島市在住の黒い雨被害に遭ったとする高齢者100人以上が集団申請をしたというところ。さらに11月26日の新聞報道では、被爆者健康手帳の新規申請が1100件を超えたという報道がありましたし、その後の報道では、1200件を超えたという報道もありました。2010年に広島市や広島県が範囲拡大を要望した援護区域には、北広島町の一部も含まれておりますし、原爆投下時に現在の安佐南区や安佐北区に在住されておられた方もいらっしゃる

ます。原爆投下後76年が経過し、被爆者の高齢化が進む中で、北広島町内在住の方から、どこに申請をすればいいのかという問合せを数件私が受けました。国は、新たな制度を2022年度につくる考えを示してはおりますけども、現在はまだ被爆者認定指針が改定をされておられません。これらのことを踏まえて質問をしてまいりたいと思います。まず最初に、被爆者健康手帳の申請手続の町内の方から申請手続についての問合せ、あるいは相談があったのか、お伺いをしていきたいと思います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 9月以降、黒い雨に関する被爆者健康手帳の申請手続についての問合せがございました。11月末現在で25件の申請がありました。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 25件の申請があったということですが、被爆時に町内にいらっしゃった方、あるいは町外で被爆したよ、黒い雨に遭ったよというふうな申請の手続があった方、この内訳が分かりますでしょうか。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 被爆当時、黒い雨を受けた場所が、町内で黒い雨を受けたという方が25件のうち8件、町外の方が17件となっております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 町外というのは、私に相談を持ちかけてくださった方が原爆当時、安佐南区の八木におられた方で、お姉さんと自分とでその黒い雨に遭ったと。申請手続に広島市のほうに。そしたら、その相談をされた方は、今北広島町に嫁いでこられて、こちらの在住なので地元の役場のほうに問合せてくださいということで、私のほうに相談が来たんですけども、その方には役場のほうに行って相談をしてみたらということで、恐らく今の人数の中にもその方が入ってらっしゃるんだらうというふうに推測をしております。これら申請手続において、北広島町の実はホームページを見てみましたが、黒い雨に関する健康不安の相談窓口の掲載はありましたけども、申請書の様式そのものを見つけることができませんでした。広島市のホームページで、その申請書というのを見つけましたが、用紙、これA4サイズの11枚にわたって様式であるとか申請の対象者、添付書類の説明等々がされているものがありました。被爆後76年が経過して、被爆者が高齢している中で、記入の項目、申請のそれらの項目を含め、年々申請手続が難しくなっている、記憶をたどって書かなくちゃいけないとか、証明を受ける、署名いただく方が要るとか、そういったこともありますけども、そういうことが難しくなっているということは、十分理解できるというふうに思います。いまだ指針が示されていない状況ではありますけども、事前に申請書を作成をして審査に備えるといった申請手続について、その取扱いや該当の可能性のある町民の方への情報提供についての考え方があったら、お聞かせください。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 黒い雨による被爆者健康手帳を申請された場合の取扱いについては、これまでと同様に福祉課より、県の被爆者支援課のほうへ申達を行っておるところでございます。また、町民への情報提供につきましては、いまだ国において援護の対象区域の範囲が具体的に示されておらず、現在、厚労省、広島県、広島市が協議を行っておる状況でございます。現在のところ、町民に対して積極的に広報等により申請を促すことは難しい状況でございます。し

かしながら、黒い雨に関する問合せに対応するため、県や町の相談窓口を広報きたひろしま1月号で掲載をすることとしております。併せて、ホームページ等でも周知を図っておりますが、今後は、黒い雨に関して国や県より具体的な情報が入りましたら、町民に対し、速やかに広報してまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） ちょっと安心をします。黒い雨に関して健康相談であるとか申請手続の相談とか対応も、まだ今は公に、どうぞどうぞというわけではないけども、相談に来ていただいて大丈夫ですよというふうに受け止めさせていただいてよろしいですね。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 福祉課のほうへ相談をいただきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 躊躇されている被爆者の方もいらっしゃる、自分がそうなのかなと思っらっしゃる方もいると思います。今のお答えで、また問合せ、相談に行かれる方がいらっしゃると思いますので、ぜひ、寄り添った対応をしていただければと思います。以上で、私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで伊藤立真議員の質問を終わります。暫時休憩します。14時50分まで。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 41分 休憩

午後 2時 50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。次に、3番、敷本議員。

○3番（敷本弘美） 3番、敷本弘美でございます。さきに通告しております大綱2点のうち、初めに、生理の貧困、困窮者に継続して寄り添う支援を質問いたします。長引くコロナ禍で、経済的に困窮し、生理用品が購入できない、生理の貧困の問題は、今も続いています。生理用品は女性にとって生活必需品ですが、生理用品を購入できず、困っていてもなかなか打ち明けられない現実があります。これまで余り目が向けられてこなかったのが生理の貧困問題ではなかったのでしょうか。新型コロナウイルス感染拡大により、家庭の貧困を背景に生理用品を購入することが困難との声から、現在自治体窓口や公共施設の窓口等で生理用品を配布し、困窮する人に寄り添う継続的な支援が全国でも広がっています。内閣府が全国の自治体を対象に行った調査では、本年7月の時点で生理用ナプキンを希望者に無償で配布し、支援を実施、検討していると答えたのは581自治体で、全体の32%でした。広島県は、都道府県別生理の貧困支援が全国トップの79%、広島県と県内23市町計24自治体のうち19市町が支援に取り組んでおり、本町においても本年6月定例会後、早速必要な人が生理用品を無償で受け取れる体制を整えていただいたことに深く感謝申し上げます。女性にとって生理用品は必需品ですが、経済的な理由で購入できない児童生徒、女性に対し、行政として長期的な支援

の中で、生理用品の配布を通し、ドメスティックバイオレンス、DVや虐待、コロナ禍において、また仕事が減少して生活が苦しいなどの幅広い支援の拡大につなげていけるよう、支援の継続を求め、以下質問をいたします。初めに本年7月1日から、生理用品の無償配布を実施していただきました。しかし、9月末をもって終了されたことはとても残念に思います。北広島町として、無償で生理用品の配布を実施された目的と、なぜ3か月で終了されたのかをお伺いします。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 無料で生理用品を配布した目的ですが、経済的な理由などにより生理用品の購入以外を優先しなくてはならない生活状況の方、生活困窮の声を出したくても出せない方への支援として生理用品を無料配布し、相談窓口を知っていただくことで、次の支援につながることを目的といたしました。配布期間は、7月から9月までとしており、終了しましたが、今後は、無料配布した期間の状況を踏まえまして、継続して寄り添う支援のために相談窓口を検討していきます。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 生理用品の無償配布された目的というのが、生活困窮者に対して、その次の支援につなげていくために実施をされたという答弁をお聞きをいたしました。また、終了した理由も期間を決めていらっしゃるって、またさらに今後継続していけるようにとの思いもお伺いをいたしました。様々な支援につなげていけるように、今後も本当に心を砕いていただきたいと思います。次に、生理用品の配布の期間が7月1日から3か月の短期間でございました。短い期間ですので、周知は大変重要と考えます。周知というのは、いつどのようにされたのか、一般女性と、また、児童生徒、保護者の皆様の周知それぞれ違うと思いますので、別々にお答えをいただきたいと思います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 周知についてですが、町ホームページ、きたひろ情報アプリ、区長文書でのチラシの閲覧、配布場所やトイレでのチラシの掲示などにより周知を行いました。また、中国新聞の記事としても取り上げていただきました。以上です。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） このたび町で取り組みました、7月から9月までの取組ということで、学校への周知というものは特別にはしておりません。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 町民課長のご答弁でもホームページ、アプリ、また区長文書等、様々周知をしていただきました。そして、学校教育課長のほうからは、学校としては児童生徒、また保護者に対しての周知はされなかったということなんですが、これはどうしてされなかったのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 後ほどの答弁でも申し上げようと思っておったんですけども、学校としては、そういった児童生徒にしっかり学校のほうで取り組んでおるといふふうに認識しておりますので、そのようにしております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） しかしながら、3か月という短い期間でしたので、この生理用品の支援をし

ていただけることを知らなかったと言われる方もいらっしゃいました。この生理用品の配布場所ですけれども、役場町民課、また福祉課、保健課の窓口、各支所とまちづくりセンターとお伺いしております。それぞれの配布数と、また配布時の聞き取り状況、また、次の支援につながったかどうかをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 配布場所のそれぞれの配布数ですが、福祉課33パック、保健課8パック、町民課7パック、まちづくりセンター32パック、芸北支所2パック、大朝支所1パック、豊平支所10パックの合計93パックです。生理用品を配布するときは特に何も聞き取りをしないで、受け取りの意思表示をされることでお渡しをいたしました。また、生理用品と一緒に相談窓口の連絡先を記載したカードも入れましたが、それをきっかけに相談され、次の支援につながった事例については確認できておりません。以上です。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） ただいま課長のほうから、各配布場所の個数と、また受け取りにこられた際に、次の支援へとつながる対話はできていなかったというご答弁でございました。この中に、一番受け取り個数が多かったのが福祉課だと思います。福祉課に生理用品無償化で取りにこられた際にどのような対応されたのか、課長にお伺いをいたします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 生理用品の配布によって、次の段階といたしますか、相談につながったという事例については、直接的には把握をしておりませんが、それぞれの家庭の裏側にある様々な課題を把握する上で、生理用品の配布ということは一つの手段であるというふうには考えております。福祉課では、それぞれネウボラ事業、要対協事業などを取り組んでおりますので、そういったことで課題のあるご家庭につきましては、そういったところで支援をしていきたいというふう考えております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） ご答弁いただきましたが、やはり生理用品を受け取りにこられるということは、その後ろに抱えている様々な悩み等必ずあると思います。そこに取りにこられた時に、こちらから自然に声をかけるなり、また、例えば福祉課の窓口に取りにこられましたら、時々見かけたんですけれども、他の方と対面で話をされてお渡しをされる。それっていうのは、まず生理用品を役場に取りにこられるだけでも勇気が要ると思います。ましてや、皆さんが通る中で、対面で話をして、その後ろに抱えているところまでお話ができるかといいましたら、私ならようしないなと思います。例えば福祉課というのは、横から入りましたら福祉課の窓口がありまして、隣に小さな小部屋があると思うんですけれども、もう本当に担当者が察して、そちらに移動して、そこで生理用品をお渡しするなりでしたら、その後ろに抱えている問題も少しは聞いて、その支援に、また幅広い支援にもつながったのではないかと思います、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） このたびの生理用品の配布につきましては、聞き取りをせずに意思表示カードを職員に出したら、その場でお渡しをするという方法をとりました。よって、その背景にあるいろんな課題をお聞きをするという機会は持てなかったのが現状でございます。今後、こういったことを行うに当たって、今度は個別的に相談ができるようなつなぎ方ができればいい

いかなというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） この福祉課の窓口というのは、生理用品、生理の貧困の支援だけではなく、様々な支援の方が窓口には来られると思います。先ほど課長がおっしゃったように、今後は、そういうところの配慮をしながら、次の支援につなげていけるようにされるということです。安心していたしました。内閣府の男女参画局、これは令和3年の7月20日時点の調査によると、広島県では、19の実施市町のうち、約63%の公立小中学校で生理用品が配布をされていきました。本町ではどのような対応をされたのか。また、今後の対応とともに考えをお聞きをいたします。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 生理用品配布に係る議員ご指摘調査への取組としましては、本町では10月に、先ほど、町で用意しました320パックから、先ほど町民課で配布しました93パックを差し引いた227パックを町内公立小中学校に配布しています。これまでも本町では児童生徒が学校生活を送る上で、生理用品が不足した場合には、学校で購入したものを支給しています。児童生徒には、養護教諭や担任に遠慮することなく相談するよう伝えるとともに、保健室には一定数を備え、児童生徒の学校生活に支障がないように取り組んでいるところです。また、学校には、このたびの本町生理用品配布の取組の趣旨を指示伝達もしております。今後とも学校と連携し、生理用品を用意することが難しいと思われる児童生徒などにつきましては、丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 先ほど課長のほうからご答弁いただきました。これ6月の一般質問の際にもそのようなご答弁をいただいたと思います。学校現場の保健室で、これまでも対応をされ、また、今後の対応もしっかり検討されるということです。先日、新聞を読んでいましたら、さいたま市では、この7月から小中学校の女子トイレの個室に生理用品、ナプキンを配備が進んでいるという記事がございました。また、行田市に関しましても、この7月から全小中学校24校の女子トイレに生理用品が配布とありました。最近、新聞よく目にするんですけども、宮崎県のえびの市では、この9月から学校予算のうち消耗品費を使い、女子トイレに生理用品を常備されています。独自の支援策に取り組んでいることが紹介をされておりました。また、この広島県におきましても、生理用品の配備というのは府中町が早かったと思います。この府中町が6月14日から現在も公立小中学校の先ほど課長おっしゃいました保健室には随時配備をされておられ、また、今後、各女子トイレに配布を検討しているということをお聞きをいたしました。もう1つ申しましたら、隣の山口県の下松市なんですけれども、ここも中学校の校長先生が、中学校の教師というのは男性教師が多いということで、安心の学校生活につながる市の教育委員会の主幹は、学校側の理解と、また協力で、この2学期冒頭の9月から全小中学校のトイレにナプキンを配布したという記事がございました。今後、この北広島町の小中学校、今、保健室には、随時取りにこられてもお渡しはできる体制は組んでいただいているんですが、小中学校のトイレにこの生理用のナプキンを設置することはお考えでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 各学校における児童生徒の声であったり、現場教職員の声であった

り、保護者の声であったり、そういったものを聞かせていただきながら検討させていただきたいと思います。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 児童生徒、保護者の声がありましたら、ご検討されるということですので、これ声が上がりましたら、本当に不安がなく学校生活が送れるようにご検討お願いしたいと思います。最後の質問になります。長引くコロナ禍において、生理の貧困、困窮者に対し、配布方法やまた相談体制の強化と見直し、継続して寄り添う支援が必要ではないかと考えます。町の考えをお聞かせください。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 生理の貧困については、議員もおっしゃったとおり、広島県内でも19市町が支援に取り組んでおります。その多くは、意思表示された方に何も聞かず、無料配布を行っていますが、中には相談を受けて配布する市町もあります。意思表示だけで配布していた市町も今後は支援につなげるために相談を受ける方向で考えるところもあるようです。本町は、9月までの支援として無料配布を行いました。次の段階として、配布状況などを踏まえて、今後は関係課と連携して支援のため相談窓口を設置することを検討してまいります。以上です。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 今後は、支援のために相談窓口をして連携をされていくということですが、この生理の貧困のナプキンの無償配布の考えをお聞かせください。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 今後の無償配布についてのことですが、今から相談窓口を設置して、それから、その方の背景にあります問題であるとかを聞き取りする状況の中で、無料配布については考えていこうと思っております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） そうですね。3か月では余りにも短いと思いますので、これ継続してしていただく中で、また、その背後のご相談の支援の拡大にもつながると思いますので、しっかりとご検討をお願いしたいと思います。続きまして、フードバンクと連携した子ども食堂の開設を求め、ご質問をいたします。新型コロナウイルス感染症の影響で、生活困窮世帯が増加傾向にある中、年収200万円未満の家庭が6割を超え、貯蓄額が10万円未満の家庭も半数を超えており、生活が極めて不安定な状況におかれている現状がございます。2021年度も収入が減少しそうという家庭が7割となり、困難な状況の継続や深刻化が予測され、子育ての環境や健康等に大きな課題を抱えている。これはNPO法人キッズドアが全国2400世帯にアンケートをされた結果でございます。このような状況にある家庭の子供は満足な食事がとれているのでしょうか。近年、全国各地で急速に広がっている子ども食堂、子ども食堂とは、経済的な事情や親の体調などにより家庭で十分な食事をとることができない子供たちに無料、もしくは安価で食事や居場所の提供をしていくという活動です。成長期の子供が必要な栄養を取ることともに、食事を囲む楽しさ、また安心して食べて語ることのできる居場所づくりが子ども食堂の目的でもあります。先進地では、名前こそは子ども食堂としてスタートしたが、来られる人の中には、独り暮らしのご高齢者や仕事と家事、子育てで疲れてしまった親御さんと世代を超えたつながりづくりなど、多面的な役割もあり、生活困窮者の人だけではなく、温かい居場所づくりとして、行政と地域と、また他の団体が一緒になって支援が必要な子供たち等を支えて

いけるフードバンクと連携した子ども食堂の開設を北広島町でできないか。町の考えをお伺いする前に、本年夏、公明党広島県女性局主催の、つながり、支え合う社会へ、と題し、講演会が開催されました。弁士にNPO法人食べて語ろう会、ばっちゃんの愛称で知られている理事長の中本忠子さんの活動をお聞きし、感動いたしました。子供たちの居場所づくり、子ども食堂基町の家の活動、生きづらさを抱えている子供たちに寄り添い、おなかいっぱいご飯を食べさせれば、子供たちというのは悪いことはしないんだ。そう話されていたのがとても印象的でした。どこの地域にも目に見えない心の叫びを発している子供たちらに何ができるのか。おなかいっぱいになり、心も潤う、そんな温かな場所が北広島町にもできないだろうか。そう考えるようになり、これまで地域の方や知人と様々語り合い、本日の質問となりました。先ほど、基町の家のご紹介をさせていただきましたが、広島県では2018年、生活困難状態の子供の支援策を探るため、初めて子供の生活に関する実態調査を小学5年生と中学2年生を対象に行われました。その結果、4人に1人が生活困難層と判明をしております。最初の質問ですが、支援を必要とする子供たちの居場所を設け、温かく応援していく子ども食堂の必要性について、担当課の考えをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 子ども食堂の必要性ということでございます。先ほど議員、4人に1人というふうに言われておりましたが、日本全体では、約7人に1人の子供が貧困な状態にあるというふうに言われております。北広島町でも食事のとれていない子供たちはいます。子ども食堂だけに限らず、食事のとれていない子供たち、こちらへの支援は必要であるというふうに考えています。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 先ほど課長、全国では7人に1人とおっしゃいましたが、これ広島県の2018年の調査によりますと、広島県全体では4人に1人がそういう生活困難層と判明をしているというアンケートがございました。先ほどのご答弁ですが、そういう食事がとれない、そういう支援というのは必要と考えますというご答弁だったと思います。この国の機関は、子ども食堂、農林水産省、また内閣府の子供の貧困対策課、文部科学省の初等中等教育局で健康教育食育課、そして厚生労働省の中のこども家庭局、家庭福祉課等の複数のそういう関係部署が関わって、この食育の推進ということで推進をされていらっしゃると思います。この本町で言いますと、学校教育課と福祉課がそのこの該当に当たると思うんですが、考えもお聞かせいただければと思います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 先ほど生涯学習課長が申し上げましたとおり、子ども食堂に限らず、食事のとれない子供たちへの支援は必要であるというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 生涯学習課長、福祉課長が申したとおり、必要であると考えております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 生涯学習課長、また福祉課長、学校教育課長も同じご答弁ということで、子供たち、食事のとれない人の支援はしっかりしていきたいとのことでした。この子ども食堂というのは、本当に今全国でいろんなところで、名前は子ども食堂ではないにしても、

本当に地域のご飯が食べれない人、それが子供だけではなく、ご高齢者であったり、そういう集って食べて、食べれる居場所づくりというのが、今全国でいろんなところで開設をされています。この子ども食堂の必要性というのは、私もいろんなところでお話を聞く中で、本当に必要だなということを感じております。今現在、北広島町に子ども食堂という形ではあるのでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 公的な機関としてはないと思っております。ただし、個人でそういった活動をされているということはお聞きしております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 今後、この北広島町にもそういった子どもの居場所、子ども食堂というのは大事になってくるのではないかと思います。もし、この北広島町で子ども食堂を開設すると想定をしましたら、どのような利点と、また課題があるとお考えでしょうか。お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 食事がとれていない子供たちは、主に朝ご飯がとれていない状況にあります。朝食は、一日の活力源として体のリズムを整えたり、集中力を高め、学力の向上にもつながる効果が期待できると考えられています。子ども食堂などを開設し、食事のとれていない子供たちが朝ご飯を食べることができれば、全ての子供たちの健康的な生活リズム、そして食習慣をつくることができます。一方で、北広島町は非常に広範囲であるということがあります。そのために子ども食堂を開設する場所、それから開設の箇所数、また宅配なども考えていかなければいけないと思います。そのほかにも食料の調達、そして運営をどのようにしていくかというような課題がございます。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 利点と課題も明確にお答えをいただきました。確かに北広島町というのは、とても4町合併して広範囲などではございます。この後、食料の調達のこともおっしゃったので、これフードバンクと連携してということで、また、この後もお質問をさせていただきたいと思います。本町には、この秋から新庄地域に1か所、子ども食堂というか、名前は子ども食堂ではないんですけども、子供からまた高齢者まで安価で食べることができる、集いの場というのができました。ここに来たら、もう一人ではない、そう感じてもらえる居場所づくりの場として開設をされました。開設をされて、昨日もお伺いしたんですけども、3か月がたちました。この3か月運営しながら、どういう形で支援の必要な人を支えていけるのか、常に課題と向き合いながら、今日まで頑張ってきたのよっておっしゃって、もう子供や、また学生にはおなかいっぱい食べてもらえる、そういう場所にしたい。また、ご高齢者も、一人で孤独にならないように、ここに来たら潤って帰れる、そういう場所にしていきたいと、今後はこういう場所の必要性を本当に感じるんだと、そのようにおっしゃっていました。この子ども食堂の必要性、また、先ほど利点も問題点もお聞きをしたんですけども、今後、この家でもなく、また学校でもなく、安心して集える第三の場所とも言える子ども食堂の開設はできないでしょうか。どのようにお考えでしょうか。考えをお聞かせください。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 第三の居場所づくりということでございますが、これまでも広島県の朝ごはん推進モデル事業、こういったことを含めて検討しております。北広島町が先ほども言

いましたように、広範囲であること、それから特定の場所に第三の居場所及びもしくは子ども食堂開設しても子供たちがそこまで行く交通手段がないこと、施設を利用する人数がそれによって少数に限られるために、食事のとれない子供たちの全てを支援することがなかなかできないという状況があります。また、継続して施設を運営していくためには複数のスタッフが必要でありまして、ボランティアを含めまして、運営体制の整備が必要となってきます。こうしたことから、第三の居場所、また子ども食堂を設置することが現状ではできていない状況にあります。今後北広島町の実情、こちらを考慮した環境づくりが必要であるというふうに考えています。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 全ては、コロナ禍で開いていくのは難しいということです。それは北広島町に限らず、どこもだと思います。まず、1か所からやり始めて、そこから徐々に徐々に広がっていくものだと考えております。今後必要性に応じてというご答弁をいただきましたので、次に子ども食堂との関連も深いことからフードバンクについてのご質問をいたします。このフードバンクというのは、生産や流通、消費を行う過程において発生する未利用食品、食品企業や生産者である農家から寄附をしてもらい、必要としている人や施設へ提供する取組です。このような活動を行うことで、生産段階で出た余り物や未利用食品の有効活用をすることができることから、食品ロスの削減にもつながり、環境問題と福祉の2つの目的もございます。近年、子ども食堂の増加により、フードバンクと連携し、子ども食堂に食材を提供する仕組みをつくっている自治体も多く紹介されています。今後、包括的支援事業の中でフードバンクの役割はとて重要になると考えます。それでは初めに、食品ロス削減と支援を必要とする人に手が届くフードバンク事業の役割についての考えをお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） フードバンク全般のことにつきまして、農林課からお答えいたします。フードバンクは、まだ安全に食べられるのに包装でありますとか賞味期限、在庫等の理由で破棄される食品を必要としている方々に提供するものでございます。活動される団体につきましては、食品ロスの削減でありますとか、貧困問題だけでなく、食品を提供した方々の自立にも取り組まれておられる状況でございます。農林水産省におきましても、食品ロス削減総合対策事業を予算化されている状況でございまして、民間団体等から要望があれば対応していきたいと考えておりますし、農林課だけでなく、各課の連携が必要な場合につきましては、また内部でも調整しながら、そういった対応についても検討していければというふうに思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 先ほど農林課長のほうから、このフードバンクの品物というのは、賞味期限が近くて、破棄される前の物とおっしゃったと思うんですが、実は私、安佐北区でフードバンクを開設されていらっしゃる、もう何十年も開設をされていらっしゃる代表の方と先日施設の中でお会いをし、お話を聞かせていただきました。そこには、コストコ、大手スーパーイズミ、フジ、そういうところから、もう箱で支援の物が送ってきておりました。当初、そのフードバンクをまだ全国的にフードバンクの名前が知られていなかったときは、NPO法人を立ち上げてされたそうなんですが、今は社会福祉法人として、社会福祉のほうから職員3名、週に数日来ていただいて、本当にたくさん届く、箱で届く物品を先ほど衛生面もおっしゃったと思うん

ですが、一つずつ箱から出して、賞味期限のチェックをされるんだというお話をお聞きをいたしました。私も見させていただいたんですが、賞味期限が、カップラーメンなんかでも来年の5月とか、飲むヨーグルトも来年の4月とか、もう私の認識も先ほどの課長と一緒に、賞味期限が切れる前のものだと思ってましたので、もう全くそうじゃありませんでした。そのフードバンクの代表の方がおっしゃってまして、現在ボランティア50名の方で届く品物を全て必要な、今広島県の中で50施設ぐらい、放課後等デイサービスであったりとか子ども食堂であったりとか、要望があるところに全部箱に入れて、何日に取りにくると貼って、仕分がしてあるんですけども、この山県郡関係が今フードバンクがないということをお話しましたら、要望があれば、持っていくことは人が少ないのでできないんだけど、取りにきてもらうのであれば、お応えをしたいと思うって、このようにおっしゃってました。このフードバンク事業というのは、本当に自治体が主体で行うのと、先ほどのようにNPO法人であったりとか、社会福祉が主体で行う2つに分かれると思うんですが、仮に北広島町で、このフードバンク事業始めるとしたら、どちらになるとお考えでしょうか。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 仮に開設するという事で、子ども食堂で開設したらということでお答えをさせていただきます。もしフードバンクが開設された場合でございますけど、子ども食堂を運営すること、これで子ども食堂を運営することは、食品ロスの削減を含めて非常に有効であるというふうに考えます。この事業を展開するに当たりまして、その事業の体制がどのようになるか、そういったところを見ながら、北広島町の実態に応じて、双方が連携して進めていくことが必要であるというふうに考えています。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 実態に応じて連携をして、今後されるとしたら、考えられるというご答弁でございました。この令和3年8月時点で、全国151団体がこのフードバンクの活動をされています。そのうち52%がNPO法人であったりとか、また、民間団体が主体となって行政と関係部署が連携を取っていく形で、このフードバンクの活動がされています。本年6月、この北広島町と生協ひろしまが高齢者の見守りであったり、また子育て支援など地域貢献の一環として包括連携の協定を結ばれました。先日、生協ひろしまの横山理事長とも中山間地域の様々な支援の在り方についてお話をさせていただく機会がございました。町長は、生活支援を含め、まちづくりに役立てたいと述べていらっしゃいましたが、町長が考えるこのフードバンクと、また子ども食堂の必要性、包括連携協定の中で、フードバンクと連携した子ども食堂の開設は北広島町にできないものでしょうか、最後にお伺いをいたします。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 北広島町と生協ひろしまと、今言われたように包括連携協定を締結して、幅広い取組をしていきたいと思います。まずは、食品等の配達等のところを中心に進めているところでありますけども、今後いろいろ拡大できるんじゃないかというふうには思っております。フードバンクと子ども食堂等を生協ひろしまさんがある程度主体になってやっていただけるということであれば、非常に歓迎するところでありますし、そうはいつても、具体のところを協議して、どういう課題があるか、どういうふうに考えているかというような調整もしていく必要があるというふうに思っています。早いうちにその辺を協議をさせていただいたらというふうに思っております。食事のとれない子どもたちの支援の部分で言いますと、子ども

食堂的な部分は、先ほども担当のほうから申し上げましたが、広い地域をカバーすることというのはなかなか難しい状況があるという実態もありますので、昨日、農業新聞のほうに、宅食というような形で出ておりましたけども、食材等を配達したり、いろんなケースがあるんだろうと思いますけども、そういうものと並行してやれば、ある程度カバーできる可能性はあるんじゃないかなというふうに考えております。ただ、行政だけでこれできるものじゃないというふうに思ってますので、そういったNPO法人なり民間団体と一緒にあって、そういうことが実現できればいいなというふうには考えております。まずは、生協ひろしまさんの考えておられるところを聞かせてもらって、どういうことが実現できるかというのを模索していきたいなというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 町長のお考えをお伺いをいたしました。具体的な協議、また調整は、今後また包括支援の協定を結んだ生協さんとお話をして、具体的に進めていけるものからということでございましたので、本当に必要であるとの認識をいたしました。今後、このフードバンクとまた連携をした子ども食堂、北広島らしい形で開設ができることを願ひまして、私の質問を閉じます。

○議長（湊俊文） これで敷本議員の質問を終わります。お諮りします。本日の会議は、この程度にとどめ、明日17日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会といたします。なお、明日の会議は午前10時から、本日に引き続き一般質問を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 36分 延会

~~~~~ ○ ~~~~~